

平成30年6月5日から
平成30年6月6日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成30年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月5日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	8
厚生文教委員会所管事務調査報告	10
一般質問	12
深見迪君	12
渡邊定之君	22
櫻井一隆君	29
鈴木裕美君	31
報告第1号 専決処分した事件の承認について	33
報告第2号 専決処分した事件の承認について	40
報告第3号 専決処分した事件の承認について	42
報告第4号 専決処分した事件の承認について	44
報告第5号 専決処分した事件の承認について	46
報告第6号 専決処分した事件の承認について	52
報告第7号 専決処分した事件の承認について	54
延会の宣告	57

第2号(6月6日)

開議の宣告	62
報告第8号 専決処分した事件の承認について	62
報告第9号 繰越明許費繰越計算書の調製について	70
議案第41号 車両の取得について	73
議案第42号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	75
議案第43号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第44号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第45号 標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政不服審査会条例の一部を改正する 条例の制定について	89
議案第46号 釧路町村公平委員会委員の選任について	92

議案第47号	釧路町村公平委員会委員の選任について	92
議案第48号	釧路町村公平委員会委員の選任について	92
議案第49号	平成30年度標茶町一般会計補正予算	94
議案第50号	平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	94
議案第51号	工事請負契約の締結について	97
議案第52号	工事請負契約の締結について	98
議案第53号	工事請負契約の締結について	100
議案第54号	工事請負契約の締結について	101
議案第55号	工事請負契約の締結について	102
議案第56号	工事請負契約の締結について	104
議案第57号	工事請負契約の締結について	105
意見書案第7号	ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書	106
意見書案第8号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員 の処遇改善と雇用安定に関する意見書	107
意見書案第9号	2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	108
意見書案第10号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」 解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書	108
意見書案第11号	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給 特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書	109
意見書案第12号	高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契 約法改正を求める意見書	109
意見書案第13号	北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦に関する意 見書	110
意見書案第14号	旧優生保護法において実施された優生手術に対する補償等の早期解決 を求める意見書	111
意見書案第15号	根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書	111
意見書案第16号	中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書	112
	閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)	112
	閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)	112
	閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)	112
	議員派遣について	113
	日程の追加	113
議案第49号	平成30年度標茶町一般会計補正予算	113
議案第50号	平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	113

(議案第49号・議案第50号審査特別委員会報告)

閉議の宣告	114
閉会の宣告	114

平成30年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年 6月 5日（火曜日） 午前10時13分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 9 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第10 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第11 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 第12 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第13 報告第 7号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |

税 務 課 長	服 部 重 典 君
管 理 課 長	相 原 一 久 君
農 林 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 参 事	柴 洋 志 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 順 司 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
観 光 商 工 課 長	類 瀬 光 信 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	斉 藤 正 行 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから、平成30年標茶町議会第2回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時13分開会)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(館田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

1番・櫻井君、 2番・後藤君、 3番・熊谷君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(館田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月6日までの2日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月6日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(館田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) さきの定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の5点について補足いたします

1点目は、大雨融雪に係る洪水災害対応についてであります。

去る3月9日から10日にかけての大雨融雪災害への対応について、ご報告いたします。

3月8日夜遅くから9日夕方にかけて、北海道付近を前線を伴った低気圧が通過したことに伴い、釧路根室地方において大雨となりました。

標茶町での24時間降雨量は87ミリを観測し、3月としては統計開始以降、最も多い記録となりました。

また、気温の上昇に伴う融雪の影響もあり、釧路川が増水し、標茶観測所において、戦後2番目となる水位22.79メートルを記録したところです。

本町では、9日午前5時に防災担当職員を配置し、河川及び気象状況を注視しておりましたが、状況の悪化が予測されたことから、午前9時に災害対策会議を開催し、庁内での情報共有を図り、事前の防災体制を整えたところです。

道路パトロールや河川巡視など、事前の減災対策を実施しておりましたが、釧路川水位が避難判断水位を上回り、さらに上昇する恐れがあることから、午後1時に災害対策本部を設置し、直ちに職員を招集し、105名の職員をもって対応にあたったものです。

9日11時42分には標茶町に洪水警報が発表され、開発局の水位シミュレーションにおいて、釧路川水位の上昇が予測されたことから、正午に、浸水想定地区であります、富士、旭、桜、平和、麻生と開運の一部、1,270世帯2,640人に対し「避難準備情報・高齢者等避難開始」を発令しました。その後、午後1時に「避難勧告」を発令、午後3時には、本町初の「避難指示（緊急）」を発令し、エリアメール、広報車、消防放送により住民周知を実施するとともに、職員を各町内会へ派遣して避難状況の確認を行いました。

避難所については、午後1時に、「農業者トレーニングセンター」、「社会福祉センター」と福祉避難所であります「ふれあい交流センター」を開設したほか、やすらぎ園への緊急入所対応を行い、最大510名の方を収容し、安全確保に努めたところです。

なお、開運、麻生の両町内会において、自主避難所開設のご協力を頂き、36名の方の収容をいただいております。

また、釧路川樋門閉鎖に伴う内水氾濫への対応として、樋門閉鎖と同時に、事前に要請していた北海道開発局、標茶消防署、標茶町土木建設業協会による排水作業を実施しましたが、旭町、富士町、桜町、下オソベツ地区の一部で床上、床下浸水などの被害が発生しました。

なお、気象予報や河川水位の状況から判断し、9日午後8時30分に「避難指示（緊急）」を解除、翌朝午前6時に「避難勧告」を解除した後、順次、避難所を閉鎖し、災害対策本部を、3月10日午後0時15分をもって解散したところです。

被害状況につきましては、内水氾濫による住宅、事業所への床上浸水が4件、床下浸水が3件、その他増水による床下浸水が5件、牛舎等農業施設への浸水被害が54件報告されています。

今回の災害対応での教訓をいかし、「安全で安心なまちづくり」のため、諸情報を集約検討し、さらに減災防災対策の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後になりますが、今回の避難指示及び災害対応につきまして、多くの関係機関、町民の方々のご協力を頂きましたことに対し、深く感謝申し上げます。

2点目は、森と川の月間事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了しましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

今年度も、植樹や清掃など7本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,200名を超える方々の参加協力をいただきました。

事業の内容につきましては、第25回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第24回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第17回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹、厚岸町民の森植樹の4事業で約7,000本の植樹が行われ、別海町で開催された第17回摩周・水・環境フォーラムでは、「環境保全から生まれる産業の未来」をテーマとした、講演が行われ、環境と調和した産業づくりと環境保全の大切さを学んだ1日となりました。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第18回町内クリーン作戦、西別川清掃の各事業が行われ、約400キロのゴミが回収されました。

なお、釧路湿原クリーンデーにつきましては、あいにくの雨天で中止となったところであります。

これらの活動やその報道などを通じ、「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨の浸透が図られたところでありますし、今後におきましても、この「森と川の月間」活動の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

3点目は、町営住宅使用料の誤徴収についてであります。

町営住宅の使用料において誤徴収がありましたのでご報告いたします。

町営住宅の使用料につきましては、入居者の収入申告等に基づき計算されますが、一定額以上の収入のあった方は収入超過者となり、入居3年を経過後は割増家賃となり賃料の加算が発生します。また、収入超過者であっても、入居者または同居者が身体障がい者である場合は「裁量世帯」として賃料の加算が抑制されます。

この度、収入超過者の1世帯で「裁量階層」であるにもかかわらず、割増家賃として算定し6万1,200円の過大徴収となりました。

また、収入超過者の5世帯で、割増家賃の加算をせず、154万5,970円の過小徴収となってしまいました。

過大徴収となった1世帯に対しては5月末に訪問し、経過説明及びお詫びを申し上げ還付の手続きを終了いたしました。

なお、過小徴収の5世帯へは、不足分の追加徴収について丁寧に説明し、分納など世帯状況に応じ対応してまいります。

本事案については、平成27年に更新しました管理システムの不備と操作マニュアルの指示不足によるものですが、他の自治体でも同様の事案が見られることから、関係機関との緊密な連

携と内部チェックを徹底させ、適正な事務処理を行うよう指示したところであり、今後このような事案のないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、林野火災についてであります。

去る4月29日に発生しました林野火災について、ご報告いたします。

出火場所は、標茶町字コッタロ原野サルボ展望台頂上付近の私有地です。午後1時26分標茶消防署より林野火災への職員動員の要請を受け、午後1時35分に一斉メールにより職員を招集し、28名の職員を出動させております。

標茶消防署員・団員26名と合わせ総人数54名と車両6台で消火対応にあたったところです。午後3時20分までの間に、約0.94ヘクタールの山野を焼失しましたが、人や家畜等に被害はありませんでした。出火原因については、不明ですが、迅速かつ懸命な消火活動により最小限の焼損面積にとどめ、心配された立木への延焼も未然に防ぎ、無事に消火活動を終了したことをご報告いたします。

5点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項によりご報告いたします。

平成29年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております「標茶中茶安別線道路改良舗装工事」の請負契約について、当初契約金額1億3,574万5,200円を設計変更により、232万2,000円増額し、1億3,806万7,200円に変更したものです。

変更の理由としましては、本工事で施工する2箇所の横断管渠工の基礎地盤における軟弱層の置換工について、現地掘削後の土質調査の結果、置換厚さの不足が判明し、置換工を当初設計より増工する必要性が生じたこと。また、地下埋設物である既設排水施設の撤去について、現地における数量照査の結果、産業廃棄物処理工が増工となり、これらのことについて設計変更を行い、契約金額が増額となったものであります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 平成30年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、平成29年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成30年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢77名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ42名、釧路管内公立高校へ22名、私立高校などへ13名となっております。

次に、平成30年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児15名の入園者で、昨年と比べて5名の増。小学校は、63名の入学者で、2名の減となりました。中学校は、50名の入学者で、25名の減であります。標茶高校は、76名の入学者で、2名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、24名在籍し、昨年と比べ1名の減。小学校は、416名在籍し、12名の増。中学校は、189名在籍し、29名の減であります。

町内小中学校の在籍総数は、605名で昨年と比べ17名の減となりました。

標茶高校は、224名在籍で、昨年と比べ1名の増であります。

学級数につきましては、小学校が42学級で4学級の増、中学校は20学級で1学級の増であります。

そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が14学級で、在籍児童数43名、中学校は7学級で、在籍生徒数15名であります。

次に、教職員数であります。小学校は73名で昨年と比べ5名の増。中学校は48名で、2名の減であります。全体では3名の増となりました。

また、今年度も、教員定数加配として、通級指導等で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ1名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ2名、標茶中学校へ1名、情緒学級加配で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ1名、知的学級加配で標茶小学校へ1名、中1ギャップ問題未然防止事業加配で標茶中学校へ1名、あわせて9名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に5名、標茶中学校に3名配置いたしました。

2点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたのでご報告いたします。

3月10日・11日に、埼玉県で開催されたボルダリングの全国大会「ザ・ノース・フェイス・カップ2018」に、標茶小学校3年の戸賀瀬七奈さんが出場しましたが、予選敗退となりました。

3月11日に千歳市で開催された「第40回全道少年柔道優勝大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の選手10名が団体戦に出場しましたが、2回戦で敗退となりました。

3月27日から29日に、埼玉県で開催された「文部科学大臣旗争奪彩の国杯第12回全国中学生空手道選抜大会」に、標茶空手スポーツ少年団所属で標茶中学校2年の渡邊穂乃香さんが「個人形の部」に出場しましたが、3回戦敗退となりました。

4月22日、北見市で開催された「第40回北見錬心会杯全道少年少女柔道大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の選手12名が団体戦に出場し、ベスト8と健闘しました。

5月19日から20日に、苫小牧市で開催された「第38回北海道少年少女空手道錬成大会」に、標茶空手スポーツ少年団所属で標茶小学校5年の渡邊勝真くんが会場、「個人形の部」で第3位の成績を収めました。

5月20日に江別市で開催された「第15回北海道小学生学年別柔道大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の選手5名が会場、矢島優芽さん（標茶小学校5年）が、「小学5年女子40キロ超

級」で第3位の成績を収めました。

今後もさらなる活躍を期待するものであります。

3点目は、標茶町立図書館への図書寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブから児童図書19冊（5万円相当）の寄贈をいただきました。

昭和50年から毎年子どもたちの読書推進を願い、ことしで累計2,266冊（総額300万円相当）となりました。

心より感謝の意を表すものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただ今の、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時、平成30年5月14日。調査場所、標茶町役場議員室、オモチャリ川、富士樋門であります。

1. 調査事項 「河川氾濫・水害の状況と今後の課題について」

2. 出席者は記載のとおりであります。

3. 調査の経過及び内容 3月9日から10日に発生した河川の氾濫水害の状況を町民提供の

ビデオ、写真等を見、その後オモチャリ川、富士樋門を視察し、今後の課題等について総務課、建設課の説明を受けた。大雨融雪災害による概要は3月8日夜遅くから9日夕方にかけて24時間降雨量87ミリメートルと3月としては統計開始以降最多となり、融雪の要因も伴い釧路川水位は「氾濫危険水位22.5メートル」を超え戦後2番目となる22.79メートルを記録、河川氾濫の危険が想定された為、本町初めてとなる避難指示（緊急）を発令、避難所開設等の対応を行い町民の安全確保に努める。対応内容は以下のとおりである。

- ・災害対策本部設置 3月9日13時
- ・出動職員数105名
- ・避難勧告発令状況は1,270世帯、2,640人であります。
- ・避難所5カ所、やすらぎ園緊急入所対応を含め最大で546人を収容する。
- ・被害状況、床上浸水4戸、床下浸水3戸、通行止め町道19路線であります。

次に建設課対応は3月8日、前日より気象予報を参考に町道を4ブロックに分け町道巡回点検委託業者に早朝パトロールを事前指示、また早期対応のため直営班及び他の業者への作業体制の指示、さらに水防資材及び安全施設等の準備を進める。

3月9日当日は

- ・早朝よりパトロール報告のあった路線の対応及び交通規制の実施
- ・市街地河川オモチャリ川、スガワラ川のパトロール
- ・釧路川の増水状況を確認し土木建設業協会に排水業務の手配を指示
- ・冠水エリアを中心にバリケード設置及び通行止めを実施
- ・旭町、標茶各樋門で堤内排水作業

それぞれの作業・対策の実施により災害を最少限にとどめることができたが、平成28年の台風災害、そして今回の河川氾濫は異なる状況下であることから多くの課題が見え、災害対策に次の点について対策強化を図る。

課題として見えた点

- ・避難所でのペット対応
- ・高齢者等要支援者の安否確認、避難行動の支援
- ・町内会との連携
- ・住民への情報伝達
- ・排水作業の安全確保
- ・排水ポンプ等の機材確保

今後の対策としては

- ・ペット対応避難所の整備
- ・避難行動要支援者の支援体制の構築
- ・住民への情報伝達手段の検討
- ・釧路川水害タイムラインの作成

- ・ 釧路川の治水対策
- ・ オモチャリ川の治水対策
- ・ 排水機場について

以上、水害の状況と課題、今後の対策について説明を受ける。

最後に

4. 委員会の所見であります。

近年の異常気象を象徴するような水害が28年そして今回発生し、町民の命とくらしを守る行政として最大限の対策を強化しなければならない。3月9日は議会開会中にもかかわらず所管する建設課を中心に事前対応が進められていたことが災害を最少限にできたことと理解する。

一方、今後の対策課題として数項目説明されているが、いずれも喫緊の対策強化を図られたい。特に内水氾濫を防ぐ為には排水機場の設置、水中ポンプの確保は重要案件とすべきと考える。

最後に本町初めての避難指示発令で対象者人数の約20%の住民しか避難所に収容されなかったことや、避難指示に従わなかった町民が多くいたことは指示を出した側として責任があること、住民の命を守る観点からその状況の要因を分析し、十分検証し対策を考えるべきである。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・松下君。

○厚生文教委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項は「義務教育における世帯負担の現状について」であります。

厚生文教委員会所管事務調査報告書

調査日時、平成30年5月17日。調査場所、標茶町役場議員室。

1. 調査事項 義務教育における世帯負担の現状について

2. 出席者は記載のとおりであります。

3. 調査の経過及び内容

資料に基づき、標茶小学校、標茶中学校を例として各学年ごとの保護者負担額（学校納付金）の現状の説明を受けました。

（主な説明）

小学校では各学年平均5万円前後であり、6年生では修学旅行費2万円、卒業アルバム代（希望者）8,900円がプラスされます。

中学校では各学年平均6万7,000円前後であり、3年生では修学旅行費5万2,000円、卒業アルバム代（希望者）9,100円がプラスされます。

そのほか中学校では入学時に制服、指定ジャージ、上靴等の購入費用が加算される。小、中学校とも年間負担額の約8割が給食費（食材費のみ）である。

（参考資料として）

1. 標茶町の教育費における父母負担軽減対策

（1）教育振興対策事業

（2）一般教材費（消耗品費）

（3）一般教材費（備品購入費）

（1）から（3）までの児童生徒一人当たり単価に学校割、学級割分を上乗せし、各学校に予算配分をしております。

2. その他の支援事業として

高度へき地修学旅行費助成ほか4項目の助成事業があります。

3. 低所得者対策

就学援助費の支給

年3回、5月、11月、2月に支給しております。

入学準備金は保護者の申請により2月に支給しております。

4. 委員会の所見

保護者負担の現状は、8割が給食費（食材費）が占めているが、今後は管内他町村の現状も把握しながら少しでも保護者負担の減少が図られる方策を検討願いたい。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（館田賢治君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問いたします。

最初の質問なのですが、介護資格助成金制度を復活させ、介護職員不足の解消を求めて質問いたします。

今、介護職員の人手不足が全国的に深刻な課題となっています。本町においても、各事業所での慢性的な人手不足は、介護事業を円滑に行うことを妨げている実態があります。人手不足の要因は、介護報酬の低さを初め、さまざまなことが考えられますが、このままでは、厚生労働省は、いわゆる2025年問題で、この年には全国で約30万人超の介護員が不足すると予想しています。その一方で、65歳以上の高齢者はますますふえる状況にあり、まさに高齢化問題は、焦眉の課題となっています。この点について、特別養護老人ホームや町のデイサービス及び民間の介護事業所での状況など、本町の実態、現状をどう把握、認識しているか伺います。

平成27年度の補正予算及び28年度の当初予算で「介護職員初任者研修受講費助成金」20人分が設けられましたが、希望者が少ないことを理由に29年度からは計上されていません。本町の介護体制を維持していくためには、介護職員を増員させることが不可欠で、喫緊な課題であると考えます。そのために、この助成金制度は、希望者をふやす努力をしながら続けることが大切であると考えます。当面、本町の講習だけで無理であるなら、他の市町村の講習参加にも適応させるなど、さまざまな方法を講じて介護資格を持つ町民を増員させる努力を行うべきと考えますが、いかがですか。

介護保険法施行規則が改正され、新たに「生活援助従事者研修課程」を創設することになりました。この生活援助従事者研修は、訪問介護職員初任者研修が130時間でその課程を修了するのに対して、わずか59時間の研修で修了できる内容となっています。この研修制度は、介護職員不足を解消するためのつけ焼き刃的な方策と考えます。私は、これは介護の質を低下させるものにならないかと危惧するのですが、町長の所見を伺います。

訪問介護職員初任者研修は、身体介護と生活援助が一体となって利用者の自立を支援する内容のものとなっていたはずであります。生活援助従事者研修の創設は、生活援助の報酬削減の狙いととも、訪問介護の生活援助が単なる家事代行ではないという介護の理念を覆すことになるのではないかと懸念をどうしても払拭できません。町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の介護資格助成金制度を復活させ、介護職員不足の解消をとのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の介護事業所の人手不足の実態、現状をどう把握、認識しているのかとお尋ねにつ

きましては、議員ご指摘のとおり、本町の介護事業所においては、町直営、民間ともに人手不足の状況が続いており、各事業所においては、勤務シフトの調整などでサービスの低下を招かないようにご尽力をいただいているところであり、また、人員が不足していることで、現に従事されている介護員の方々が厳しい勤務状況であるとの状況から、解決していかなければならない問題であるとの認識をしているところであります。

2点目のさまざまな方法を講じて介護資格を持つ町民を増員させる努力を行うべきと考えるがどうかのお尋ねにつきましては、過去に実施しました、議員ご指摘の「介護職員初任者研修受講費助成金」は、平成27年度当時、平成29年4月からの新しい総合事業の開始に向け、人材確保の側面から2年間の事業として実施しております。議員もご承知のとおり、平成27年につきましては、最低実施人数に満たず中止、平成28年度は定員の半数である10名で開催しております。

当時も受講者につきましては、助成を行うのは町民と標茶高校に通う生徒に限定しておりましたが、定員に満たない状況であったため、近隣市町村の住民も受け入れることとし実施したところですが、このような実情を考慮し、実施に向けては、研修会を委託できる業者の把握や実際どの程度の受講者が見込まれるのかといった分析ができていない状況にありますので、その点を整理した上で検討したいと考えております。

3点目の「生活援助従事者研修課程」の創設が介護の質を低下させるものにならないかと考えるが所見はどうかのお尋ねにつきましては、この研修の修了者は、訪問介護事業のうちの生活援助のみ提供できる資格となっておりますので、介護サービスを必要とする方々の支援内容はそれぞれ異なっており、調理や掃除などの生活援助のみでいい方、体位交換や入浴介助も必要とする方など、利用者が必要としているニーズに応じて訪問する有資格者をかえていくこととなっております。また、決まったカリキュラムの中で資格取得となっていることから、質の低下にはつながらないものと認識しております。

4点目の生活援助従事者研修の創設が介護の理念を覆すことになるのではないのかとの懸念があるがどうかのお尋ねにつきましては、介護保険は制度創設時から、生活援助は単なる家事代行ではなく、介護支援専門員によるアセスメントにより必要とされた介護計画と、その計画をもとにサービス提供事業者が実施する日常生活を送るための支援であります。利用者ができない部分を支援し、いずれは利用者が自立した在宅生活を送られるよう目指すことが介護保険制度の理念であり、介護に従事されている全員が心がけているものと認識しているところでありますので、このことが即、介護の理念を覆すということにはならないものと判断をしております。議員が申し述べた課題が潜在するのご指摘を踏まえ、状況の把握に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 研修助成金制度については分析しながら、その分析結果を見て検討を

したいということなので、ぜひこれは、介護職員をふやすというのは、初任者研修を受けても
らって、そして資格を持つ人をふやすこと以外にはもうできないわけですから、実際に標茶で
2級ヘルパーの講習を独自にやっていたときは600人を超える有資格者を生み出したのですが、
全部標茶ではないのですけれども、潜在的に資格を持っていて、しかし介護の仕事をしていな
い方も結構いらっしゃるのですね。そういうことも含めて、ぜひ早期にこの検討をしていただ
いて、介護職員の不足解消に向けたさまざまな取り組みをしていただきたいというふうに思い
ます。

それから、生活援助従事者研修課程については、最後に町長が状況の把握に努めるというふ
うにおっしゃいましたので、ぜひそれを行っていただきたいと思いますが、現場では、いわゆ
る生活援助と身体介護は表裏一体だと、場合によっては、この人は身体介護が必要だと思っ
て手を出して、実際は身体介護をサービスでしているというのか、余りこういうことを公の場
で言うのはよくないのですが、せざるを得ないような状況があるのですよ。例えば調理、その
人が食事をつくるのが困難であって、三度三度調理を行うと、それは生活援助ですよ。だけ
れども、その人の自立を促すために声をかけて一緒に台所に立ってもらって、ほんのわずか
でも手伝ってもらえば、その手伝ってもらうことが身体介護になるのですよ。だから、生活援助
と身体介護というのは、本当にどこで区別をしていいのかと、その人の自立を促す介護の大前
提に立てば、どこで区別をつけるのかというのは非常に現場では難しい状況なのですね。そこ
に来て、生活援助従事者研修課程に特化して、わずか50数単位でこれをやるということは、介
護のそもそもの狙いである自立を促すと、そして、できれば要介護3だった人を要介護2にま
で高めていくというようなことと同じで、単なる生活援助、お手伝いではなくて、生活援助を
しながらその人の自立を目指していくというのが介護なのですね。先ほど言いましたように、
本当に調理している最中にちょっと手伝ってもらっただけでも、それは身体介護の分野に入る
というふうになるのですね。

だから、そういう点では、この50数時間の半分に満たない生活援助従事者研修課程というの
は、これは僕は町長と若干認識を異にするというふうに思うのですね。その点で、再度この生
活援助従事者研修課程なるものの狙いとか背景とかをぜひ研究していただきたいなど。どうい
うふうにこれを捉えているのかということについても、できればこういうふうに捉えているの
だというふうに、なぜこれが出てきたのかという、そういうお考えがあれば、それを示してい
ただきたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えになるかどうかわかりませんが、認識を異にするかどう
かは別にして、国がこういった方針を出してきた背景がどうなのかというのはいろいろあろ
うかと思うし、私はそういったことに対して正直言って実際こういうことではないのかなと考
えておりませんが、現実問題として介護というものが非常に社会的に大きな問題になっ
てきて、それをどういった形で解決していくのかという中でのことではないのかなと思っ
ており

ます。それは当然、人的な資源もそうでしょうし、いわゆる財政的なものもあろうかと思えます。必要なものということが私ども基本的な考え方でやっておりますけれども、だからといってそれが際限がないということではなくて、やはり将来を考えたときにどこまで可能か、そういったいろいろな考え方の中で出てきているものではないのかと。それと、やっぱり介護というのは、スタートをして時間はたっておりますけれども、実際にやってみるといろんな場合といますか、人それぞれの問題があるわけで、それにどうやって効果的に対応していくのか、そういった中でのことではないのかなと。

ただ、先ほど申しましたように、介護の基本というのは、これは変わっていないわけでありますので、そこをやはり関係者、現場の従事者も含めて大事にしていく中で解決というのは図られていくのではないのかと、そのように私、考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） これ、出たばかりで、まだ詳しく現場の実態もあわせて調べていない部分もあるのでこれ以上はお聞きしませんけれども、先ほど状況の把握に努めるという点で、全国的にも標茶もそうですけれども、現場に、何これという、唐突に何でこんなの出てくるのかという。今までの資格は、身体介護も生活援助もできる、そういう資格だったのですよ。これ、厚生労働省で出した文書では、人材確保なのですね、狙いは。「介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする」というふうに言っているのですね。そうすると、今まで、去年までであった初任者研修というのが、一体ではどこに位置されるのだという不可思議なことがいっぱい出てくるのです。

それで、これについて議論はこれ以上しませんが、ぜひ、現場の声も含めて状況の把握に努めていただきたいと。それから、実際に介護に入ったときに生活援助と身体介護、それからその方の自立、これをどういうふうにして行っていくのかという、そういう状況も含めて状況を把握していただきたいというふうに思います。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、ことし予算化されたと思うのですが、「保険者機能強化推進交付金」の問題であります。

国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するとして「保険者機能強化推進交付金」についての事務連絡を行いました。それによると本年度の予算はおおよそ200億円、内訳は都道府県が10億円、実際の保険者である市町村が190億円程度となっています。本町では、この予算を積極的に活用する具体的な考えを持っていますか。

この交付金は、国が示した生活援助の各介護度別利用回数制限を超えた場合、保険者、つまり本町に届け出た場合、その内容にかかわらず交付されることになるかと聞いていますが、その

とおりでですか。

生活援助で国が示した回数を超えた場合、地域ケア会議など多職種で検討され、必要に応じ是正を促すとも聞いています。本町の場合、そのようなことが今後、生じる可能性はありますか。

町長は、本町のケアマネジャーのケアマネジメントを尊重した介護を行うと以前答弁されましたが、この交付金交付にかかわって、その答弁は変わるものではないと考えますが、いかがですか。

これは、ことしの10月から施行されると聞いていますが、それまでの介護事業者への説明、援助等どのように行っていくのか伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の「保険者機能強化推進交付金」は介護現場への影響はあるかとのお尋ねにお答えします。

初めに、当該交付金は、国、道、町、第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し活用することとなっており、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを支援し、一層推進することを趣旨としていることを踏まえ、各保険者において交付金を活用し、地域支援事業等を充実させ、必要な取り組みを進めていくこととされているものであります。

1点目の本町ではこの予算を積極的に活用する具体的な考えを持っているかとのお尋ねにつきましては、本年3月に国が示したスケジュールでは、4月に全国の市町村へ評価指標の該当状況依頼を行い、11月に内示額を提示、平成31年1月に交付申請を受け付け、3月に交付決定することとなっておりますが、現段階においても状況調査依頼も来ておらず、どの程度の交付額なのかも含め不明な状況であります。

しかしながら、本交付金を活用することにより第1号保険料必要額が抑えられることから、積極的な活用を考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目のこの交付金は内容にかかわらず交付されることになっていると聞いているがとのお尋ねにつきましては、交付金を算定するための厚生労働省が示している指標に基づくと、評価指標の中に議員ご質問の生活援助の回数制限による保険者への届け出につきましては、その届け出があった場合に検証する実施体制を確保しているかが評価対象となっておりますので、本町においては、その実施体制を地域ケア会議と位置づけできることから、現状では対象になるものと判断をしております。

3点目の国が示した回数を超えた場合、必要に応じ是正を促す可能性はあるかとのお尋ねにつきましては、介護保険サービスは、介護支援専門員が利用者にとって必要と判断をし計画するものでありますので、その内容は適切に検討されたものと認識をしております。

しかしながら、多職種で検討した際に、介護支援計画の理由や根拠は適切ではないと指摘をされ、さらに介護支援専門員が正当な理由を説明できなかった場合には、是正を促す可能性は

あると考えておりますが、さまざまな角度からの検証となることから、結果としては、よりよい支援に向かうものと考えているところであります。

4点目のケアマネジメントを尊重した介護を行うとの答弁がこの交付金交付にかかわって変わるものではないと考えるがどうかのお尋ねにつきましては、以前の答弁と変わらず介護支援専門員のケアマネジメントを尊重した介護を行うべきであると考えておりますが、先ほどの答弁とも重複しますが、結果として是正せざるを得ない事案がゼロではないとの認識を持ち合わせているところであります。

5点目の介護事業者への説明、援助等をどのように行っていくのかのお尋ねにつきましては、各介護度別利用回数制限の件を指しているのかと思いますが、町内業者に対しましては、本年3月に事業者説明会を開催し、続いて4月に第1回地域包括ケア会議の中で再度制度について説明をしております。この会議後に国から具体的な介護度別の回数が見込まれましたので、6月中旬に回数を予定している第2回地域包括ケア会議の中で再度説明をする予定であります。

いずれにしましても、本件の取り扱いや運用方法等については、国から具体的なマニュアル等が平成30年度中に発出されることになっておりますが、現在まで担当には届いておりませんので、届き次第、内容等を確認し、介護事業所へ通知、支援等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） これは大変大きな問題を含んでいるのですね。突如として非常に乱暴な議論で社会保障審議会が介護度、今まではアセスメント、ケアマネジャーのケアマネジメントを尊重してケア計画を立ててきたと、それが実施されると、これは当たり前のことなのですね。この人にはこういう介護が必要です、何時間必要ですよということを、そのためにケアマネジャーがケアマネジメントを行うわけで、それに基づいて介護の実施計画を立てられると。それを機械的に介護度1が27回、これ1カ月ですよ。介護度2が34回、3が43回、4が38回、5が31回というふうに、おおむね全体を見ると1日1回を超えたらこれは問題ですよというような言い方をしているのですよ、この介護回数というものを。今まで制限がなかったものが、こういうふういきなり制限されると。だから、前もここで議論しましたけれども、どうしても食事をつくれな、生活援助に入らなければならない、1日3回食事の援助をすると、それだけでも90回ですよ。こういうことが非常に軽視されるということなのですね。

私、厚生労働省老健局介護保険計画課の示した内容を見ましたら、さっき町長が場合にはしては是正を促す可能性もあると聞いているというふうに言いましたけれども、私は標茶町のケアマネジャーの人たちのケアプランというのは非常にきちっとやっているというふうに評価しているのですけれども、聞いたところによったら、これを超えるものについては地域ケア会議で必要な書類を出すと、こういう理由で示された回数を超えましたよと、それだけで交付金は受けられるというふうに聞いているのですね。

今、聞いたら、その辺の具体的な内容についてはよくわからないと言いますし、必要に応じて是正もある可能性もあるということになると、今でも町内のケアマネジャーの人たちの中には、怖くて回数を出せない。この厚労省が出した回数を超えるようなケアプランを立てたら、なぜかというのを出さなければならないわけでしょう、今までなかったものを、必要ななかったものを。そうすると、それが1つ面倒な仕事がふえたと。もう一つは、それを出すことが自然にこの回数に縛られてしまって、できるだけ回数内におさめようかというような状況が起きやすいかということの心配があるのですよ。

ですから、この是正を促すということについては、よほどのことでない限り、こういうことはあり得ないと。当面で言えば、厚労省の説明では、地域ケア会議に回数を越えたものについて、これこれこういう理由で回数を越えましたという文書を出せば、これはもう交付金を受けることができるというふうな説明を私、耳にしているのですけれども、この是正を促す可能性というのは、そういうことではないということの説明、私、いつ説明や支援を行うのかというふうに言ったのですが、そういう内容も含めて、ぜひ状況をつかまえて、6月中旬の説明会には、今までのケアマネジャーの仕事がやっぱりおかしにならないような説明をきちんとしていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。先ほども申し上げましたように、私どもの基本的な考え方は、介護支援専門員のケアマネジメントを尊重したいということを申し上げているわけで、そのことが社会通念上、許されるものというぐあいに私どもは考えて今まで対応してきたということであります。今後、どういった場合に、それが議員がご懸念されていることなのかというのは私ちょっと想定できませんけれども、実際に担当する方が必要だと考えれば、そのとおりにやればいいのではないかと。それで、標茶の場合はケア会議ということがあるわけですから、そこで必要だというぐあいに認定すれば、それで終わる話ではないのかなと。ただ、そうではなくて、先ほど議員が言いましたように、これひよっとしたら出したら是正されるかもしれないとか、何か面倒だとか、そういうお話をされると、そういうことではないのではないのかなと。今までも私どもは現場の方たちが必要だということを、それを私どもは受けとめて必要だというぐあいに判断をしてやってきたということでありますので、だからそこら辺はご理解をいただきたいと思います。

ただ、申しましたように、この介護保険というのは、やはり公的な制度でありますので、いわゆる直接の方以外の方たちが見て、それはそうだよなということというのは私は必要なことだと思っておりますので、これから先、絶対これについてはということは申し上げられない、そういった意味で可能性はあるということをお願いしたわけでありまして、基本的な考え方については、私どもとしては、うちの町としては考え方は堅持してまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） ちょっと確認しますが、今の答弁で一応というか満足してこの議論を終わりたいと思うのですが、現場では、それでもちょっと騒然としているのです。だから、6月の説明会で今の町長が答弁されたことを話して、現場の人たちを安心させていただきたいというふうに思います。

先ほどのスケジュールの問題ですが、さっき平成30年11月に市町村ごとに交付金を案分して内示額を提示するというふうに言いましたよね。それで、点数制なのですよね、これ。もう物すごい項目の点数が何が10点、何が10点と、この分厚さでさまざまな項目の点数が出ているので、この作業を誰がどういうふうにするのかと、今のケアマネジャーの人たちは、訪問しているケアマネジメントするだけで大変なのに、さらにこれを要求されると大変な苛酷な労働になると思うのですが、そのことも現場からよく話を聞いてやってほしいと思いますし、先ほど言いましたように11月に案分すると言っていますから、それまでにこの計画を地域ケア会議にケアマネジャーから出させて、それを上に上げて、そして、それに基づいて案分するというシステム、スケジュールになっているというふうに考えていいですか、これは最後の質問なのですが。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

議員ご指摘の指標の関係なのでございますけれども、相当な業務量ではございます。厚労省から示されている指標案につきましては、例えばPDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築であるとか、地域包括支援センターの整備であるとかというような、それぞれの項目において細かく指標が決められております。例えば、先ほどご質問ありました生活援助の部分につきましては、生活援助の訪問回数の多いケアプランの地域会議等での検証について実施体制を構築しているかというような指標に対して配点が何点というような形で、この点数の積み上げが交付金に反映するというふうに考えております。基本的には保険者あるいは市町村がこの指標を整理していくというような考えでございまして、この指標の事前段階で先ほど申し上げました該当状況、この依頼がまだ来ていないという状況ですので、これが来て、この自治体が実際何をやっているのか、できるのかというところの積み重ねて、結果として交付金に反映されるというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

済みません、追加で。この件につきましては、今月中旬に行われます地域ケア会議のほうで本町で押さえている部分については説明していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） そのように、ぜひ現場の立場に立った支援をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問です。

最後に、前も質問しましたが、保育料第2子半額の年齢制限の撤廃について質問いたします。

現在、多子世帯保育料軽減事業は、以前に比べかなり前進してきていますが、依然として保育料の家計に対する負担は大きく、町が行ったアンケートでも保育料負担をさらに軽減してほしいとの声が圧倒的に多いのが実態です。この件について町長の所見を伺います。

現状の多子世帯保育料軽減事業は、北海道の基準に合わせ、第2子については所得640万円未満、該当年齢は3歳未満で半額、第3子以降は無料となっているが、当面、町民の皆さんの要望に応え、負担軽減の3歳未満の年齢制限を撤廃し、第2子については全て半額の保育料を適用すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の保育料第2子半額の年齢制限を撤廃し子育て支援をとのお尋ねにお答えをします。

1点目の保育料負担をさらに軽減してほしいとの声が圧倒的に多い、この件についての所見はどのお尋ねにつきましては、平成25年に実施しました標茶町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査では、保育料が高いとのご意見をいただいております。

他方、昨年の標茶町子育て応援給付金事業の実施とあわせて行いましたアンケート調査におきましては、保育料の軽減よりも子供の年齢が上がるほど子に係る負担がいくことへの支援を求める声が多く寄せられているところであり、子育て世帯の率直な意見、子育て環境の充実を求める声として強く受けとめているところであります。

これらの意見を踏まえ、いわゆる保育料につきましては、国基準よりも階層区分を多く設け、また、最高額を低く抑えるなど、なるべく負担感を軽減するように努めているところであります。

2点目の当面負担軽減のため3歳未満の年齢制限を撤廃し、第2子については全て適用すべきと考えるがどうかのお尋ねにつきましては、まず本町におきましても、北海道の「多子世帯の保育料軽減支援事業」のスタートと同時に、多子世帯への保育料の軽減を昨年4月から実施し、議員ご指摘のとおり、夫婦の年収が640万円未満で3歳未満の第2子以降の児童については、小学校以上の児童を第1子としてカウントし、保育料の全額が無償となる内容となっております。

議員お尋ねであります3歳未満の年齢制限を撤廃し、全ての第2子が無償にすることにつきましては、2020年4月から実施予定であった幼児教育・保育の無償化を2019年10月から半年前倒しをして一部実施するとの報道があり、国の動向を待って判断をしたいと思っており、国からの正式な通知等はいまだなく、詳細については承知してない中では、引き続き、今、実施している施策を継続しつつ、国や北海道に対しましては事業や制度の充実を求めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、寄せられた声に対しましては、子育て中の家庭に対する支援として、どのような支援をしていくことが本町にとってよりよい支援環境づくりになるのか検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 姿勢はわかりましたけれども、結果的には私の質問、要望に対してはノーという回答だというふうに思います。

そもそも幼児教育、これが無償化になるというニュースは、今年の総選挙で、自民党を初め、全ての政党が無償化をするということをマニフェストに書いたのですよね、そこが出発なのですよ。ところが、少し前倒しというのもあったけれども、幾ら待っても、選挙が終わったら、それがほごにされるというようなことになっているわけで、幼児教育の無償化の意味というのは、「幼児教育の重要性に鑑み、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すもの」だと、これは当時の関係閣僚や政府与党の実務者連絡会議の資料なのです。今、町長が2019年10月開始予定と聞いているというふうに言いましたけれども、本当にそうなのかなというような心配もしていますが、これ消費税のかかわりですよ。消費税さえ10%になったら、これをやりますよということですよ。

それで、町長は、こんなことを聞くのもなんなのですが、2019年10月、来年には、これは完全に無償化になるよという、そういう見通しをいろんなニュースから確信を持っておられるのかどうか、それだけ聞きたいなど。もし、それで、それが出て、こういう話が出て、マニフェストでも出したわけですから、出てもやっぱりいろんな事情でならなかったということになったときに、町としても住民サービスに徹すると、アンケートでも重く受けとめているという話なので、これはやっぱり町の責任で何とか頑張ってみるという、そういうつもりはないのかどうか、確信と、つもりと2点について最後伺いたい。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私が決めるわけではないので、確信というのは、これは非常に無理な質問だということで、ひとつ、この幼児教育の無償化については、年間1.2兆円が必要だというぐあいに算出をされます。いまだにこの財源がどうするかという議論が明確にはなっていないというのが事実だと思っております。これをどうしていくのか、これをやっぱり国民的な合意の中で作り上げていかなければ、この財源がなければ、では例えばの話ですけれども、一部の方が言われている、教育国債なんていう考え方をされている方がいますけれども、こういったものは、将来必ず償還しなければいけないということで、私は個人的に言うと、将来にツケを回すような施策というのは、やはり私どもとしてはとるべきではないなと思っております。

それと、先ほど議員から町の責任ということを言われましたけれども、町として何ができるかということについては、私どもは今まで国の施策をしっかりと守りながら、その上で何ができるかということで、国の中ではないいろんな対応等もさせていただいていますけれども、これとて財源のある話でありますので、施策をどこに優先させていくのか等々については、それよりもっと大事なものは、保育料を安くすることではなくて、子育て全体を社会全体でどうやっ

て支援していくのかということのほうが私は重要だと思っております。端的に言えば、女性が働きやすい社会というものはどうやって築いていけるのか、そういった中で、この子育て支援というのは考えていかなければいけないということでありまして、保育料を安くすることは当然一つの手法としては考えられますけれども、それを申し上げますと負担は少なくサービスは高くというのは、これどの場面においてもあるわけでありまして、そういった中で何を優先していくのか、それは町民の皆様の声も伺いながらやはり決めていかなければいけないということですので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 答弁は要りませんが、最後に一言だけ。私が決めることではないと言いましたけれども、まさに町の施策として私は要求しているのですよ、この質問は。だから、ぜひ私が決める気持ちを持っていただきたいことと、子育て応援についてはほかの施策もあると聞きましたけれども、保育料の問題については、これはほかの施策とはまた非常に質的にも量的にも違う内容なのです。ずっと長年の課題でしょう。だから、国だって手をつけざるを得なくなってきているわけですから、だから他の子育て応援の施策と同列に並べないで、保育料という観点でぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 答えなくていいというお話でありましたけれども、私は、先ほど議員から国が幼児教育の無償化をやることに対して確信はあるかという質問でありましたので、それについては私がということをお答えしたので、後で、やっぱり町の責任ということは、それは当然あるけれども、それは国の施策があつての上でということをお答えしたので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

（「終わります」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終了いたします。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 私、牛のふん尿を原料としたバイオマス事業で再生エネルギー利活用の地域産業の発展をについて質問いたします。

平成28年10月5日、本町がバイオマス産業都市に認定されたとの報告がありました。その後の経過を伺います。

福島原発事故後、再生エネルギーの利用により原発からの脱却を目指しながら、同時に地域経済振興策の一環として取り組まれている自治体が少なからず見受けられるが、この点について町長の所見を伺います。

現在、建設されているプラントの中には、建設費の負担増や多額の運転コストにより、酪農家も含め、負担が限界に達しているとの報告もあります。これはプラントの規模が大き過ぎることによることが要因と考えられます。規模を拡大せずに小規模のプラントを目指すべきと考えますが、いかがですか。

農家が個々にプラントを建設する際には、関係機関とも協議し、財政的支援や情報提供などの支援があってもいいのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の牛のふん尿を原料としたバイオマス事業で再生エネルギー利活用の地域産業発展をとのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の標茶町バイオマス産業都市構想認定後の経過についてのお尋ねですが、庁内関係機関で組織する標茶町エコヴィレッジ推進協議会を構想の推進母体として取り組みを行っております。ことし1月には、構想策定時のアンケート調査の結果を踏まえ、町内4地域、虹別、中御卒別、磯分内、阿歴内において説明会を開催し、農業者との意見交換を行ったところでありますし、2月には家畜排せつ物の現状把握とプラント運営方法等に関するアンケート調査を実施しております。

また、エコヴィレッジ推進協議会部会を3回開催し、構想実現に向け、関係機関で情報の共有を図ったところであります。

2点目の原発からの脱却を目指すとともに、経済振興策の一環として取り組んでいる自治体があるが、これについての所見はとのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、福島県における原発事故以降、原子力発電に対する国民の不安は非常に大きなものになっており、同時に再生可能エネルギーへの関心も高まっていると推察するところであります。本町のバイオマスへの取り組みは、家畜排せつ物の資源としての有効活用と臭気や河川流出などの環境面での課題解決を図るための一手法として考えているものでありますが、プラント運営にかかわる雇用の創出や発電余剰熱を活用したハウス野菜の生産等の地域経済に及ぼす効果も期待できるものと認識をしておるところであります。

3点目のプラントの建設費や運転コストが農家負担の限界に達しており、プラントの規模を小規模化してはどうかとのお尋ねですが、議員ご案内のとおり、国内における労務単価及び資材価格等の高騰により、バイオガスプラントに限らず、建設コストが上昇傾向にあることは確かですが、プラントの規模につきましては、個別型、集中型のどちらを選択する場合も、そのプラントに投入する家畜排せつ物の量を勘案し規模を決定するものと考えており、仮にFIT制度を活用した事業化ができれば、初期投資の回収と運用費用の捻出も見込めるものと考えています。

4点目の個々にプラント建設する場合、財政的支援や情報提供などの支援があってもいいのではないかとのお尋ねですが、平成25年度より標茶町酪農再興事業に取り組んでおり、その事業内容は、草地更新加速化事業と畜舎排水処理施設普及推進事業、そしてバイオガスプラント普及推進事業の3本の事業から成っており、バイオガスプラント普及推進事業は、これまで共同利用型での協議が中心であるため、1件のみの利用にとどまっておりますので、引き続き制度のPRに努めるとともに、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心として情報提供を図りながら、他の関係機関、団体と協議を重ね、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、

ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 1つ目の質問に対するお答えの中で、標茶を4地区に想定しての検討をされているというお答えでありましたけれども、これは4地区に1基ずつという理解でよろしいのでしょうか。それとも、その4地区の中で個人的にプラントを立ち上げることも可能性としては考えられる、そういう意見交換だったのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 農林課参事・柴君。

○農林課参事（柴 洋志君） お答えいたします。

バイオマス産業都市構想のアンケートの当時、町内4地区からバイオガスのプラント建設を進めたいという話がありましたので、その4地区をもとに構想を策定したところなのですが、具体的な1基でやるのか個別に進めていくのかというのは決まっておられませんので、農家さんの意向を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 次に、先ほど2つ目の質問に対するお答えがあったのですが、具体的な町の経済振興策という点でハウス野菜等のお答えがありましたけれども、私は、地域経済振興策として、プラントを立ち上げることで地域の経済振興といえますか、それにかかわる人、設備屋さんとか、そういうかかわり合い方を町の中で起こしていく、そういう考え方というのはいかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをしましたが、本町のバイオガスプラント普及推進事業の柱は、家畜排せつ物の利用活用をどう進めていくかということが、これが最重要課題でありまして、それを進めていく中でいろいろ出てくる、売電であるとか余熱利用とかいうことを考えたときに、いろいろな可能性も考えなければいけないということで、先ほどのハウス野菜という手法も提起したわけでありまして。

要は、農家の皆さん、家畜飼養者の皆さん方が、現在のいわゆる家畜ふん尿処理施設の法律に基づいた適正化をどうやって図っていくか、そのための手法の一つとして、本町はバイオガスプラントというのを一つの選択肢として提案をしているということでございます。したがって、この問題がバイオガスプラントを利用して先にエネルギーを利用するという事ではない、ほかの町とはちょっと違うかもしれませんが、本町においては、そのことのほうが喫緊の課題だというぐあいに私どもは考えておりますので、ぜひそのことについてはご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 町長の答弁、答え、ある意味ではわかるのですが、現実問題として、そういうバイオマス産業都市構想に認定された近隣の市町村の中で、大きなバイオガス

プラントを建設して、そこから農家の方々のふん尿を収集し、それをまたふん尿処理対策で活用しようという試みで取り組まれているところも現実にあるわけですが、結果的にまだまだそういう大型のプラントの実績というのがない中での取り組みであるがため、非常に当初の計画どおりに進まないという実態があるのはご存じだと思います。

そこで、私は、規模の小さい個人の牧場内でふん尿処理をされ、それで発電のバイオプラントまで成り立たせて運転されている方の現場を視察させていただいたのですが、やはり基本的には、そういう一番うまくいく方法というのは、自分の場内の家畜の排せつ物を小規模型のプラントで運転することによって、排せつされる液肥も、それから残渣物も処理するという、非常にいい結果を出されているところを視察させていただいた経験もあるのですが、そういう意味では余りにも、もう少し現実問題として家畜ふん尿処理についても自己完結型、場内での循環型ということが、やはり今、一番現実的ではないかというぐあいに思うのですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員もご承知だと思いますけれども、平成27年4月27日に農水大臣が「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」というのを出されております。この中で、基本方針の変更の主な点が、目標年度を27年度から37年度に延ばしているのですが、このときの国のほうの評価としては、「家畜排せつ物の利用の促進」の「現状」では、適正管理、ほぼ全ての適用対象農家において遵守されていると。利用促進、ほとんどが堆肥として有効活用されているが、地域的に偏在、十分に利用は進まない状況であると。新たな課題として、FITを初めとしたエネルギー利用である、この場合には電力系統への問題もある、それと環境対策としての臭気対策というのがあると、このように農水大臣の基本方針が出されております。

もし、このとおりですと、私は何も問題ないと思うのですが、現状においては、私はそうではないと思っています。標茶町、議員もご案内のように、本町でもいわゆるいろいろな事故が多発しております。それには何が原因かということと言いますと、基本的に言うと、私は家畜排せつ物を保管管理する施設が足りないからだというぐあいに、これは私、今までに何度も申し上げています。有効活用を図るためには、一滴たりとも土壌浸透をしてはいけないという法律だけでは、これはできないわけです。そうすると、生をどうしてもまかななければならない、容量が足りないから。そのことがいろんな環境汚染を引き起こしていると、これが実態だと思うのです。

私は、この国の考え方、いわゆる家畜排せつ物の処理に関しては、もう基本的に適正管理が非常に遵守されているという考え方に基づいて、いわゆる施設や機械の整備等については、国の補助事業もあるから融資制度等もご家庭に活用してほしいとは言っていますが、では現実問題として現状の農家さんが足りないから、では施設を増設したいというときに対象事業があるかという、これはないわけですよ。このことの解決策の一つとして、私はバイオガス

という方法があるのではないのかなということはずっと申し上げているわけでありまして、バイオガスそのものが結局目的ではないと。家畜ふん尿処理を適切にする過程の中でエネルギーを抜いてエネルギーを別に使う、そして残った消化液等を肥料として還元するというのがこれからの、多分、議員も目指していると思いますけれども、資源循環型という考え方から言うと、私は、やっぱりこういった方法しかないのではないのかなと。

ご案内のように肥料というのは、これ自給率には換算されていないのです。だから、家畜ふん尿を肥料として、いわゆる効果的に還元していく、循環していくということは、これは非常に大事なことだと私は思っています。これは、もう議員もご案内のように、もう世界中で家畜が、家畜というのは、私はもともと土地立脚型の産業だと思っておりますけれども、いわゆる工業化、工場化されることによって、それであふれ出たふん尿が河川に流れ出て、海に流れ出ていろんな問題を引き起こしている、これが実態なわけです。これをどう考えてもカロリーベースで言うと、自分の土地で生産する以上のものを外国から輸入しているわけですから、あふれ出るのは、これは当然なのですよね。だから、それを適切にいわゆる処理、管理するための施設というものがまず必要だと。それで土地に還元していくという、この手法を私どもがとらない限り、このあふれ出たふん尿という問題は解決できないと私は考えていまして、その一つの手段としてバイオガスプラントということで、そのバイオガスプラントは、議員がご指摘のように、いわゆる個別の経営農家さんの規模がいいのか、いわゆるそれはあと集めていったほうがいいのか等々については、いろいろ条件等があるかと思っておりますので、それはやはり実際に進めていく中で、よりよい方法を検討してまいりたいと、そのように考えておりますけれども、基本的な考え方は、あくまで本町における家畜排せつ物の処理を適正に処理、管理、活用を適正に行うということが本町の基幹産業酪農をこれから守っていく上でも非常に重要な柱だと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 僕は、牛の頭数と土地のバランスということもしっかり考えてやっぱりやらないと、この家畜の排せつ物の問題というのは、ずっと解決できない問題ではないかというぐあいに考えています。それと、処理施設ができたから結果的に規模拡大してもいいということには、やっぱりそういう考え方に陥りがちだとも考えているところであります。

そういう意味で、今回、標茶町がバイオマス産業都市に認定された町として、再生エネルギーの利活用で、やはり地域産業の発展、それから適正な酪農が実践されること、その方向に向かってさまざまな場所で検討を重ねていただきたいということを提案し、この質問を終わりたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（舘田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。発言を許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 2つ目の質問をさせていただきます。

農業者の健康づくりを積極的に進めてはという質問をいたします。

農家で働いてきた人たちに特有な職業病とも言うべき腰痛、膝痛、そのほか関節痛などの予防対策や、既に症状が進み苦しんでいる農業従事者の皆さんへの健康指導を行ってはどうか。

また、この検査に係る費用等においても、町で実施されている脳ドックに対する支援のような対応をすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 8番・渡邊議員の農業者の健康づくりを積極的に進めてはどうかのお尋ねにお答えをします。

本町では、町民の健康づくり対策として、総合住民健診、国保ミニドック、国保人間ドック、がん検診などの検診事業を行っているほか、保健師や管理栄養士が各地域の集まりや老人クラブなどに出向き、健康相談、栄養相談及び健康教育を実施しているところであります。これまでも地域での健康教育においては、さまざまな要望に応じ、関節や骨の健康に関する講話もしており、今後も保健推進委員などを通じた地域主催の学習会への支援や、各団体からの依頼に基づく取り組みに対し、協力してまいりたいと考えております。

また、地域では哺育・育成施設を運営する法人を立ち上げたと伺っており、農作業の分業化と労働力の負担軽減に寄与するものと期待をするものですし、国においても搾乳ロボットや自動給餌機など省力化機械の導入支援を拡充する動きもありますので、これらを総合的にあわせ、酪農家の日々の労働負担軽減が図れればと考えるところであります。

本町としての基本的な考え方としましては、既存の事業の充実を図りながら良好な労働環境が保てるよう情報の提供を行うことによって、自己の健康管理に役立てていただくために努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今お答えいただいたことも大変大切なことだというぐあいに思います。そういう中で、非常に個人差はありますが手術を何度もしたり、ブロック注射といいますが、そういう方策で一時的に症状を和らげ生活を続けている方もかなり私の身の回りにもおられます。そういう中で、この腰痛、関節痛等によって、結果的には営農を断念することになっている方々もおられるように見受けられます。私は、この問題を質問するに当たりまして、過去、平成16年度には、健康づくり運動指導員の養成のときにも、さまざまな形で時間をかけて、そういう指導できる人を育て上げたという経験もありますので、そういう意味では、農村

において特有な症状を研究する、そういう体制も必要ではないかという思いで質問いたしましたのですけれども、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

私どもとしては、農村に特有の病気という話になるのか、それは例えば腰痛等々にしても、では農業者だけの話なのかというのと、そんなことはないと思いますし、それぞれの職業において負担のかかる部分というのは当然あるのではないのかな、そういった意味で、町全体の町民の皆様の健康づくり施策として、また、地域の特性もある程度考慮しながらでき得る対策等についてはやってきたということをごさいますて、決して農業者の皆様の負担が重くないとは言いませんけれども、これはあらゆる職業において、当然その職業特有の負担というものはあるのではないのかなと私は思っております、町民全体の健康づくりをどう推進していくかということで私どもとしては取り組んでまいりたいということをごさいますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） おっしゃられている農村特有といえますか、農村だけの問題ではないということも私も理解できます。

それで、私が得ている情報の中で、この7月に、以前健康づくりで携わっていただいた小澤治夫先生が、また標茶にいられて講演をされるという情報を得ています。この先生は、非常にそういう部分での専門的な知識を持たれているようですし、時間があれば、こういう先生のアドバイスをいただきながら、私たちが、行政としてのその中での農業者の健康づくりに役立つような情報を得られるのではないかというぐあいに思っておりますので、そういう意味で小澤先生との情報交換ができるような体制がとれば、そういう方法をとって対応していただきたいというぐあいに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいま議員ご指摘の小澤教授の部分でございますけれども、これから展開される健康指導づくりの部分の講演の中の一部だと思っております。その辺につきましては、その講演を受ける中で、どういった体制をとれるのかというところを考えていければなというふうに思っております。

○議長（館田賢治君） 教育委員会・伊藤課長。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

ただいま健康づくり運動指導員の養成講習会のお話が出ましたので、私のほうから。

小澤先生の名前が出ましたが、今月6月9日から月2回のペースで10月まで講習会を実施しますが、その中で7月22日に、平成16年に釧路教育大学と連携して取り組んだ指導員養成講習会の中心となった教授が小澤先生なのですが、その先生に来ていただいて特別公開セミナーと

いう形で、テーマをまだ具体的には決めていないのですが、中高齢者の日常生活における運動というようなテーマで、町民全体に向けてお話、それから実技も含めてお願いできればなということで、今、本人と調整をしている最中ですので、対象は指導員養成ですが、そのプログラムにつきましては公開をするということで企画しておりますので、チラシ、ポスター等でその部分については呼びかけて、広く参加を募っていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議長（舘田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） そういう機会を多く得て、農村だけではないというお答えもありましたけれども、ぜひこういう農業者の皆さんの健康づくりに今後とも積極的に対応していただくことを提案いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

続いて、1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井であります。

標茶町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱、これについてお伺いするものでありまして、「指定管理者選定委員会」の委員選考基準、これの見直しをすべきではないかという内容でありまして、ここに要綱の第3条第3項、そこには「委員は、関係職員のうちから町長が任命する。」という項目があるのですが、関係職員のほかに一般の町民の方、この方も委員として加えてはかがかというお話であります。これについて町長の所見を伺いたい。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の標茶町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱についての質問にお答えをいたします。

初めに、委員選考に当たり、一般町民を加えるべきとのお尋ねであります。平成29年度第4回定例町議会における議案審議において、委員の構成が関係職員のうちからであり、庁舎内だけでの選定委員会だけでは公正な選定ができるのかという意見をいただき、検討する余地があるということをお答えをいたしました。

その後、調査検討をしてみました。釧路・根室管内における委員の選定状況を確認したところ、11町村中4町が庁舎のみの委員構成で組織をされ、その他は有識者等の選定について定められておりました。他町村の委嘱状況では、町長もしくは委員長が必要と認める者として自治会連合会、商工会、農協、銀行、観光協会等からの選出があり、また、新規の際のみ委嘱し、継続の際は職員のみで行っている自治体も見受けられます。

本町において、しべちゃ農楽校の指定期間が今年度で終了となるため、その時期までに委員会組織の見直しを進め、外部委員の任命に向け、要綱の改正を行いたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 再質問があれば許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ただいま町長からとても前向きな発言がございまして、考えていただけるということでございますので、ひとつ男女を問わず、このように議会を傍聴されている方とか、いろいろ標茶町を心配されている方がおるわけですから、そういう方々を公募なりいろんな形でこの委員の選考の中に加えるよう、さらに進めていただきたいと思います。

それで、いつころまでにこの期間というものを、直近では何かあるみたいですけども、この要綱については、いつころまでにでき上がりそうですか、期間を示していただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

先ほど町長答弁の中で今年度末をもってしべちや農楽校の指定期間が切れるということがありますので、それでいきますと遅くとも3月の定例会には議案として出さなければならないというのがありますから、それを逆算しますと、年内にはその委員構成というのは決めていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それでは、その時期が必ず来るわけですから、このことを肝に銘じながら町の有識者、そういう方をこの選定委員の中に加えることを望んで、私の1問目の質問はこれにて終わります。

続いて、2問目の質問でございます。

くしろ湿原パーク憩の家かや沼の指定管理者である標茶町観光開発公社の社長の交代についてであります。

4月で第三セクターの社長がかわったと聞いているのですが、町のほうから議会への説明というものが一切ないわけでありまして、したがって、何か理由があって説明されていないのか、まずそれをお聞きしたいのと、また、かわった理由とその後の執行体制、これも町民の皆さんに説明すべきと私は思うのですが、町長の所見を同じように伺いたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員のくしろ湿原パーク憩の家かや沼の指定管理者である標茶町観光開発公社の社長の交代についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、標茶町観光開発公社の社長につきましては、本年3月28日に開催されました臨時取締役会において、社長を務めておりました私が退任し、副社長である森山豊が社長に就任する人事案の承認をいただきました。

初めに、かわった理由についてお答えをしますが、かねてより株主総会での説明、議会の皆様との議論等において、経営責任の所在を明確にすべく一定の方向性が見えた段階で、社長である私は退任する旨を明言してまいりました。さきの定例会において議会のご理解を賜り、町議会での議決をいただき、今後の運営のめどがつかしましたことから、取締役会の承認を受け、退任に至ったところであります。

現在の執行体制であります、社長のほか取締役5名が就任をしており、その他、外部を含め2名の監査役がおります。

社長の交代理由と執行体制を町民に説明すべきとお尋ねでありますが、今月、株主総会と取締役会が予定されており、その中で新役員体制が決められると考えられますので、決定後、議会及び町民の皆様へ説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今は、町長が勇退され、森山副町長が社長ということになったと、こういうことでございますが、観光公社、これは株式会社でございますので、いろんな取引関係のそういうところもあるかと思えます。大概、社長の交代ということになりますと、その関係機関、お世話になっているところ、あるいは取引先等、そこに対して社長はこういうことでだんだんになりましたという挨拶状ぐらい出すのが普通常識ではないかと思うのです。今後の憩の家かや沼を運営するに当たって、きちっとそういう挨拶状なり関係機関に出していくと、そういうような考えはあるのかないのか、これもまた重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、先ほどお答えをしましたように、今月、株主総会、取締役会が予定されておりますので、その中で新役員体制が決められた後に報告という、そういった手続をさせていただきたいと思っておりますというようにお答えをいたしましたので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この株主総会なるものは、おおよそいつころの予定になりますか。いつものように6月の中過ぎと、このぐらいの時期になるのですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

今月中にと考えております。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今月中ということですので、そうしたら、きちっとそこらを、ここでお話ししたことを履行していただきたいと、こう思って私の質問はこれにて終了させていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

続いて、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしました次期町長選挙及び町政担当に向けた考え方について町長にお伺いをいたします。

池田町長の3期目の任期も残り4カ月となりました。思い起こせば志半ばで不幸にも逝去さ

れた故今西町長の後、平成18年10月、当時多くの議員の出馬要請を受けて、町長選挙で町民の負託を受け、池田町長が誕生されましたことを鮮明に記憶しております。

そして、この約12年間で取り組み、実現された事業は、順を追って申し上げますと、平成15年、GOGOチャレンジショップ支援事業、子育て応援チケット事業、21年、妊婦健診への助成拡大、22年の標茶小学校改築、磯分内地区下水道整備、虹別中学校の改築、23年は学校給食へのしべちや牛乳提供、しべちや斎場の改築、24年、幼稚園と保育園の合築、25年、酪農再興事業、脳ドック検診費の助成、26年、合併浄化槽整備助成、そして3期目の27年には、コンビニ収納を開始し、そして磯分内小学校改築、しべちや農楽校の開校、子ども医療費無料化の拡大、29年、ごみ焼却施設の改築、今年度30年は、標茶中学校の改築に着手、博物館の開館が予定されております。また、ふるさと給食の実施、避難所への発電機設備、公営住宅の再整備などなど、数々のソフト・ハード事業です。

また、何といても忘れることができないのは、平成28年9月、台風による大雨洪水での避難勧告、ことし3月、大雨融雪災害による避難指示は、今まで経験したことがないことでありましたが、人的被害を一人も出さなかった迅速な対応でした。

平成30年第1回定例会での町政執行方針でも、多くの諸課題に取り組む決意が述べられておりました。その諸課題解決のためにも4期目もぜひ町政を担っていただきたいと考えておりますが、町政担当されてきた思いや町長、次期町長選挙戦への考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の次期町長選挙及び町政担当に向けた考え方についてのご質問にお答えをします。

簡潔にお答えします。次期町長選挙へ出馬しないことといたしました。

私は、本町のこれからを考えた場合、私とは違う若い有為な人に新しいより柔軟な発想でまちづくりの先頭を担ってもらうほうが、より広範な可能性を期待できるし、より多様な将来展望が開かれると思います。私は、まちづくりの主役、主体は町民であり、リーダーの一人としてその先頭に立つ町長には、その時々々の課題解決とより明るい将来展望を切り開くべく努力していくことが求められ、そのためには何より心身ともに健康であることが最重要だと思っています。

行政のトップとして決断をしなければならない場面は、少なからずあります。私は、これまでその時々最善の判断をと心がけてきましたが、世の中の問題の多くは答えは1つではありません。反対意見の中にも必ず理由があり、人々の思いがあります。人は一人一人みんな違いますし、いろんな考え方があると思います。そして、決して多数だから正しいわけではなく、多数で決する場合は、少数意見の人も含め、みんなで決めたという意識が欠かせないと私は思います。

また、先頭に立つということは、フォローの風を受けるときもありますが、前を向いて踏み

出そうとすれば風圧を一番強く感じるということで、長期間その任を果たしていくためには、経験値と体力だけでは乗り越えられません。確かに人それぞれだし、全ての人がそうだとは言いきれないかもしれませんが、私は、全力で取り組むことができるのは、ある程度の時間軸の中だからこそだと思いますし、申し上げるまでもなく一人の人間の判断には限界があります。

民主主義の基本は、ほかの人のほうがより賢いかもしれないと考えることだとも言われています。私は、身を引くということは、後に続く人を信頼し委ねることだと思います。ほかの町のことは存じ上げませんが、本町には多くの町を思う熱い心を持った優秀な、そして若い人材がいます。ぜひ、まちづくりの先頭に立つ勇氣を持って挑戦していただきたいとお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

○9番（鈴木裕美君） ありません。終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

◎報告第1号

○議長（館田賢治君） 日程第7。報告第1号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君）（登壇） 報告第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成30年2月5日に発生した自動車事故でございます。除雪作業で町道虹別63線を走行中、虹別斜線との交差点で、損傷したもので、幸いにも双方の運転手等に怪我もなく、物損事故として相手方との示談が成立し専決処分したところです。

なお、安全運行につきましては、引き続きより一層の徹底を図り、再発防止に万全を期したいと思っております。

以下、内容についてご説明いたします。議案1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2ページに移ります。

専決処分書（写）

平成30年2月5日発生した自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

- 1 損害賠償額 30万1,306円
2 相手方 川上郡標茶町字虹別原野67線108-24 コスモス2000
中鉢真弓様

次に説明資料により補足説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

発生の状況ですが、町直営の除雪ダンプにて町道虹別63線を道道中標津標茶線方向に除雪作業中、町道虹別斜線との交差点に差し掛かり助手の合図があったため、徐行して交差点に進入した際、左方向から走行してきた車両の運転席側の後部側面に除雪ダンプのプラウ左側の下部が接触し、反動でフロントタイヤホイールもプラウに接触したものです。

損害の賠償額30万1,306円の内訳ですが、車両修繕費で詳細につきましては、板金塗装及びアルミホイール等の費用となっております。

過失割合ですが、町側が85、相手方が15となっております。

専決処分の日は、平成30年3月19日であります。

以上で、報告第1号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 事故が起きたらいつもそうなのですが、今回この説明資料の中で私もこの道路は仕事でもけっこう使いますので、斜めについていますので相当見づらい場所です。地図から見てもみなさんご理解できると思いますけれど。この発生の状況の説明の中で、助手がいて合図があったためというのはどういうことなのか。おそらく車きていませんから大丈夫ですよという合図だと思うんですよね、それでなおかつ、ぶつかった。それとこれ斜めですからまあ我々もダンプも乗りますし普通の乗用でも、相当車を左側に向けてこの斜めの道路に直角にならないと、防雪柵等で相当見づらいんですよね。その辺どういう状況であったのか詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

当日の事故の状況でございますが先ほどの説明のとおり町道のほう、除雪作業車が通行しました側、63線直進いたしました。なおかつ交差点の左側、虹別斜線のほうから乗用車が侵入してきて、その状況で左側方向を確認する助手の合図がですね、その乗用車を確認できずオーライという指示をだしたということで当日、事故が起きたすぐに町のほうから建設課長補佐並びに町の管理課の車両担当が向かいまして事故の状況等調査して、相手方の対応及び事故の検証をしてまいりました。かつその後に町の建設課の除雪メンバーを全て集めてですね、どういう状況で起きたかを確認しております。

当日、合図を出しました助手につきましては、その聞き取りでは遠くの方ばかり注視して近くの車に気付かなかったということの回答でございまして、状態としましてはかなり集中力が落ちた状況であって魔がさしたという状況が適切かどうかわからないですけれども、そういった形でオーライと出してしまったということで、今回の事故が発生してしまった大きな原因でございまして。優先道路はあくまでも説明のとおり乗用車側の道路が優先道路でありまして町側が本来であれば確実に一時停止をして左右を確認して侵入するのが、道路の交通法規上でも正しい行いだったというふうに思っているところであります。

○議長（館田賢治君） 12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） なんとなくいまの説明でここに書いているとおりになんです、この除雪車、ここで言いたくないんだけど常時専門にやっている運転手でないという話も、まあ確認していませんからわかりませんよ。そういう話も聞こえますしね。これやっぱりその助手が乗っていたためにね、ちゃんと見える位置まで助手が確認できるまで、私が思うにはおそらくそういった体制をとらなかったから近くも遠くも見えなかったんでないかと思いますよ。これね車を振ってね直角にしたら遠くも近くも絶対見えるんですよ。これ除雪車の運転手の責任もあると思いますよ。助手ばかりでなくて。起きてからこんなこと言っても仕方ないんですがね。その辺ね普段の作業ルールと言いますかそういったことを徹底してほしいのと、それからもう一つ、この事故の起きた後の対応についてちょっとお聞きしたいのですが、事故が起きた場合はまあ交差点ですから、一方的な100%はどっちも動いていられないわけでここに85と15で多少なりとも、責任度合が相当違いますけれども。

その事故の起きた後の対応ですけれども、まあ事故が起きたら必ず担当課に連絡いきますよね。保険の関係もありますから警察も来る、それから地元の生活館長ですか、そういった人たちもおそらく地元ですから事故が起きれば私は来ていると思うんですよ。そのときにねほかの人の話では相手が女の人ですから役場の男ばかりたくさんいてこういう事故が起きたら精神的にも動揺するんですよ、女の方は。我々みたく凶々しくなれば別ですけど。それで運転手、助手、いろんな人も含めて役場の人がたくさん立っていて萎縮したというのかな、精神的に。そういった感じを受けたと話しているんですよ。その辺の対応についてももうちょっと詳しくお聞かせいただきたい。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） まず事故を起こした状況の補足でございまして、先ほどの交差点における除雪のやり方でございまして。今回の作業でございまして、前日の雪を除雪が開始したのが5時30分でございます。それからまず2車線の確保を一旦終わらしまして7時30分にそれを終了いたしました。

その後9時ころから除雪の拡幅作業といたしまして、路肩の雪を落とす作業をしていたときの事故でございまして。その除雪の作業の場合除雪車がどうしてもスピードを出した状態で雪をはねることを求められますので、今回ちょっと確認したところによりますと、交差点に入る際

に本来であれば一旦停止・左右確認というのがありますけれども、そのスピードを確保するために徐行しながら助手の確認によって侵入しようとしたことが事故の原因ということですね、これが事故の後に行いました先ほど申し上げました安全会議、事故の検証の中でそういうことが判明しました。そのときに起きたことを踏まえまして、必ず交差点については一旦停止を行ってそれからスピードが必要な場合はスピードをつけた除雪をしたいと、そういうことを徹底して再発防止そして会議の中で確認したところでございます。

2点目の女性の方が被害者ということで、町からも建設課は担当が男性しか職員おりませんので、男性があたったのですけれども、そのときに決して威圧的に対応したというようなことではないと思うのですけれども、現場でそういう感じを受けたということでもありますので、まあ次回あつては困るのですけれども、あつたときには考慮して言葉使い、態度等もその辺を十分考えた対応等とるということで私の方からは指導をしていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（館田賢治君） 12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 大体わかりました。その説明の中で徹底した指導というのかな、除雪に対するマニュアルというのかな。これねここ一時停止、除雪のためだからのろのろ運転して止まらなくてもいいなんていうのは絶対ないわけですから、それだけ勘違いしないでくださいよ。仕事の都合上、止まらなくてもいいなんて言うのはあり得ないわけですから。その辺はやっぱり徹底してやってもらいたいのとそれから乗用とダンプにしてもそうだけれども、プラウをね、これ鉄の塊ですから。あんまり大きな車は乗っていないはずなんですよね。こんなのがぶつかったら、今回はたまたま人身事故でないからいいけど、まあ保険で対応すればいいというような考えも多少あるんだろうけれどもね。重大な事故が起きたら誰が責任とってくれるのか。そういうことが起こらないようにやっぱり徹底していただきたいと思います。終わります。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 確かにおっしゃられますとおり今回の事故は重大な事故にならなかったことは幸いといたしまして、今後は除雪中にかかわらず建設課で行う作業につきましては労働災害、事故のないような、今、課の中では月に1回課内会議の後に安全大会ということで作業の安全を確認するという時間を設けておりますので、そういった形で職員の意識を安全な方向に高めていきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） ただいま事故に対するご指摘を受け賜りました。

担当課長からもお話ししましたが、このご指摘、真摯に受け止めまして、実際に原課の方では先ほどありました安全に対する指導を行っております。

また、もう一つは基準に従いまして適正な処分等も行いながら本人に対する注意喚起も行って

ているところであります。それ以後の交通安全については意識の喚起を促すようにしております。今後もそれらの状況がないようさらに強化してまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 多少重複するかとも思ひますが、私もこの現場見させていただきました。これは変則的交差点でこのダンプの向かい側には大きなミラーが2つあるんですよ。いかにここが見通しがきかない交差点か、そしてまた手前の方にはですね途中まで防雪柵がありまして、変則な交差点ですからかなり後方に1本また違う防雪柵がある、こういう特殊な交差点ですからね。やはりここは一時停止をきちんとしなければこういう事故というのは起きる、そういう危険というのは非常に高い交差点。その85対15という交通事故における責任割合、この理由というのはどうして85対15になったのかちょっとお聞かせください。

○議長（館田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

事故における過失割合の関係ですが、今回のような同程度の車道幅員で片方に停車線がある場合の過失割合の中で速度がA、B同程度の場合の過失割合、基本は20対80というのが保険上の過失割合となっていると聞いております。その中で今回一時停止する町側の方が過失割合高いのですが、その過失がさらに著しい過失がある場合にプラス10、重過失の場合にプラス20ということで最終的には100対0になることもあるということなんです、今回の場合は双方とも車自体は走行している、動いている状況だということで相手側のほうにも安全を確認する義務が発生するというようなことを保険屋さん同士の話の中で、話し合われた結果、80対20が85対15ということで、双方保険屋さんの中で統一された過失割合ということで聞いております。

○議長（館田賢治君） 1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 両方、動いていると、だからぶつかったんですよ。けど、この図からいけばこのダンプ側に一時停止の標識があり、一時停止のラインがあるわけですよ。当然、一時停止しなけりゃならん、それをね相手方が走ってくるのは当たり前ですわ。止まると思っているわけですから。だから漫然とした形でその作業をやっている、ここにですねこの事故の主たる原因があると私はこう思うんですよ。

もう一つお聞きしますが、この除雪したダンプの損害というのはいくらぐらいになったのか。どのくらいの金額がここですね。この人は30万ですか、相手側は。標茶町の除雪ダンプはなんぼぐらいの被害にあったのか教えてください。

○議長（館田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

損害額の関係ですが、相手側の車両につきましては損害額35万4,478円に対しまして、85%の過失割合ということで先ほどお話しした30万1,306円となっております。また、町側のほ

うの損害額ですが、除雪ダンプのプラウ、鉄の塊ですがこちらのほうにつきましては若干塗装がはがれた程度で実質損害額はゼロということで相手の負担15%ですが、相手には損害額の請求は発生しておりません。以上です。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 相手は85%で泣き寝入りと、こっちは15%で色はげたくらいでよかったねと、こんな話でしょうけども。

もう一つ伺いたいんです、この助手の責任並びに運転手の責任というのはどのように処分したんですかね。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これらの物損事故の懲戒審査の基準でありますけども、それにつきましては過失割合の部分それから損害額についての基準でありまして、それに照らし合わせた形の処分となります。いまちょっと手元に資料はないんですがその基準に照らし合わせた結果が、運転者それから同様に助手につきましても同様に嚴重注意という処分を下したというふうに記憶しております。

○1番（櫻井一隆君） 嚴重注意だけで終わったんだな。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） いまいろいろ出ていますけども、結果的に安全管理という面からですねどのような形でもってやっているのかということなんですけども、前にも聞いたことあるんですけども除雪の前にはそれなりに業者の人達も集めてですね、そういう安全管理の話をしたということは聞いていますし、またやっているんだろうなと正直言って思うんですけども。

今回の場合この一時停止云々ということはまあ運転手の責任もありますけれども、こういう場合を想定して安全管理というものについてどのように町が指導しているのか、またですねこの助手というのがどんな人がやっているのか、誰でもいいのか、そんなようなことですねある程度責任があるっていうか、そういうことを判断できる人が乗っていたのかどうなのかそのへんのところちょっと聞かせていただきたいと思っておりますけど。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えします。

まず町が行っております除雪における安全管理、安全対策でございます。まずですね除雪のシーズン開始前でございます。29年度につきましては10月25日、この時点で委託業者並びに町の除雪にあたる職員、建設課の職員につきましては除雪の直接助手として乗る場合も考えられますので職員も全て含めまして、全体で除雪対策会議という会議をおこなっております。その中で弟子屈警察署のほうから、今回交通課長を派遣していただきまして、具体的な道路交通安全についての安全講話並びに除雪におけるどのような注意が必要かということ資料をもとにみんなで確認したという会議をもっております。

その後11月に入りまして、スクールバスの関係する、スクールバスを運行する会社と除雪を行う職員含めまして、具体的にスクールバスの運行についての安全対策会議、除雪の作業・方法を含めました会議を行っております。

また今回起きました事故の後にすぐ緊急の会議ということで、町の除雪にあたる職員全員です。今回の事故の検証、どのような形で事故が起きてしまったかというのを具体的に検証いたしました。先ほどのみなさんのご意見でいただいた、まずは交差点の中の一時的停止、これが確実になされていなかったのが一つ。あと助手の合図の出し方。助手が必ず確実な方法で安全を確認して運転者に指示を出さなかったことが原因でありますので、助手の合図の出し方の重要性、そういうの確認して今後の安全対策についての検討を会議として行いました。

そういう取り組みで具体的に安全会議の中で数々の事例ですとか安全対策についての具体例を示しまして、みなさんで話し合いながら、意見を出しながら対応に当たっております。

あと助手を担当している人のことをございますけども、現在、通常除雪作業、町道の町直営でやっている作業につきましては、運転手は5台の車両を町が直営で作業にあたっております。その中で職員が1名、非常勤職員が1名、あと運転手としましては臨時職員が3名がそれぞれの機械の運転手として乗車しております。運転手としましては大特、大型の免許を所持している職員でございます。また、助手につきましては臨時職員2名、こちらにつきましても大型、大特の免許を持っている2名が当たっております。あと今回事故のありました助手につきましても、大型免許、大特免許の免許所持者が当たっております。町の職員が乗る場合も普通免許を所持している職員で当たるということで交通法規については理解しているという職員で助手としての担当をたてているところでございます。

○議長（館田賢治君） 2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 助手についてはどんな人が乗るか私どもはわかりませんが、安全管理の面からいってそういう会議には非常勤なり助手の人がですね、その人も話を聞くような場を作ってやっているのかどうなのかちょっとそれだけ聞かせてください。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 安全会議につきましては、除雪担当しております職員、非常勤職員、全て全員参加で行っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎報告第2号

○議長（館田賢治君） 日程第8。報告第2号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君）（登壇） 報告第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成30年3月2日に発生した自動車事故でございます。除雪作業で町道川上6号線の歩道拡幅中に電柱を損傷したもので、相手方との示談が成立し専決処分したところです。

なお、安全運行はもとより、作業中の確認につきましても、より一層の徹底を図り、再発防止に万全を期したいと思います。

以下、内容についてご説明いたします。議案3ページをお開きください。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

4ページに移ります。

専決処分書（写）

平成30年3月2日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 40万5,617円

2 相手方 川上郡弟子屈町朝日1丁目7番11号

北海道電力株式会社 弟子屈営業所長 清水智樹様

次に説明資料により補足説明いたします。

2ページ、報告第2号資料をお開きください。

発生の状況ですが、町道の拡幅除雪作業を行っていた際、ショベルドーザのプラウが北海道電力所有柱に接触し、電柱の根元部分が破損したものです。なお、ショベルドーザは破損がないため修理の必要はありません。

損害の賠償額40万5,617円、電柱復旧費で詳細は、仮復旧工事15万5,204円及び本復旧工事25

万413円となっております。

過失割合は、町側が100、相手方が0となっております。

専決処分の日は、平成30年3月19日であります。

以上で、報告第2号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（舘田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 事故があった除雪作業車には助手は乗っていなかったのかどうかをお聞きします。

○議長（舘田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

除雪作業車には助手は同乗しておりました。

○議長（舘田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 助手が乗っていたにもかかわらず、助手席側をひっかけたというのは理解できないのですが、詳しい状況についてお聞かせ願いたい。

○議長（舘田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

今回の事故は歩道除雪作業時に発生したものです。歩道上に残った雪山を除雪ドーザにより道路外へ押しながら前進し、歩道の拡幅作業を行っている際、歩道路肩に立てられていた北電柱に除雪車のプラウが接触し、破損させたものです。

原因としましては、北電柱が傾いており雪山の中に隠れ、確認できないところに電柱の根元が立っていたということで、運転者から確認できなかったにもかかわらず、除雪車が電柱の近くまで除雪作業したことで、同乗していた助手の確認不足が原因で発生した事故ではありません。なるべく広く拡幅したいという思いから、電柱に寄りすぎて除雪をしていったために根元部分に除雪車のプラウが当たってしまって、電柱を傷つけてしまったというのが事故の原因であります。

電柱近くの除雪作業については電柱から余裕を持った距離を取ることで、避けられた事故であり、今後は十分注意し、事故が起こらないように心がけてまいりますのでご理解願います。

○議長（舘田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 電柱が曲がったんだったら、曲がった電柱が悪いんで、この件についてはこのくらいにしときます。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎報告第3号

○議長（館田賢治君） 日程第9。報告第3号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 報告第3号の内容について、ご説明いたします。

この度の「標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の専決処分につきましては、平成30年3月22日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」（平成30年厚生労働省令第30号）が公布されましたので、省令改正の内容に合わせて条例の一部を改正する必要が生じ、また本改正省令につきましては、平成30年4月1日から施行することとなっていましたので、3月31日付で専決処分をしたものであります。

改正内容につきましては、主に引用条文の改正に伴うものとなっております。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書5ページ、議案説明資料3ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっております。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年3月31日。

次ページをご覧ください。

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法人」の次に「または病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

このことにつきましては、第3条第3項に係るものでございますが、改正前の条例では、法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者とは、法人とするという表現のみでしたが、今回の省令改正により指定地域密着型サービス事業者等に関する基準が改正されたため、同様の内容に改正するものであります。

また、複合型サービスの定義について改正後の施行規則に合わせるものでございます。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

このことにつきましては、第5条第1項に係る改正でございますが、第5条は、指定定期巡回・随時対応型訪問看護において提供されるサービスについて規定したものです。引用している法第8条第2項に規定する政令とは、介護保険法施行規則であって、改正後の施行規則に、新たな研修課程が加えられたことにより、介護職員初任者研修課程を修了した者を限定するとした規程を設けたものでございます。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

このことにつきましては、第16条に係る改正でございますが、介護保険法施行規則の略称規定が改正条例第5条第1項で表記されたことにより、当該条文について改めるものでございます。

続きまして、第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

このことにつきましては、第46条第1項に係る改正でございますが、指定夜間対応型訪問介護において提供されるサービスについて規定したものであって、改正内容としまして、先ほど説明申し上げました改正条例第5条第1号と同様の改正内容でございます。

第210条第4号及び第211条第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

このことにつきましては、第210条第4号及び第211条第5項に係る改正でございますが、引用する省令の条文が改正されたことにより、それに合わせるために所要の改正を行ったもので

ございます。

附則といたしまして、

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、報告第3号の内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 夜間の訪問介護を行っている事業所は町内にはありますか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

町内に夜間の訪問介護を行っている事業所は現在ございません。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長（館田賢治君） 日程第10。報告第4号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 報告第4号の内容について、ご説明いたします。

この度の「標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の専決処分につきましては、平成30年3月22日に公布された「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」（平成30年厚生労働省令第30号）による、

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正において、改正内容に合わせて条例の一部を改正する必要性が生じ、また本改正省令につきましては、平成30年4月1日から施行することとなっていましたので、3月31日付で専決処分をしたものであります。

改正内容につきましては、介護保険法の改正を受け、基準において引用している条文が改正されたことにより、本条例の引用条文を改正したものです。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案書9ページ、議案説明資料6ページをお開きください。

報告第4号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページへまいります。

専決処分書（写）

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次ページへまいります。

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

これにつきましては、認知症の定義を定めている介護保険法第5条の2において、平成30年4月1日施行の改正で、第2項以下が新設されたために、項まで特定する形に改正するものであります。

附則としまして、

この条例は、平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上で、報告第4号の内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時30分

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号

○議長(館田賢治君) 日程第11。報告第5号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長(服部重典君)(登壇) 報告第5号の内容についてご説明いたします。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年度分の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要があることから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、法人町民税の税額控除の規定の追加、固定資産税の減額措置の追加及び固定資産税評価替えに伴う特例措置等の現行制度の継続などであります。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正もあわせて行っております。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次ページをお開きください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の報告第5号資料、7ページをお開きください。

区分、町民税、改正項目1番、年当たりの割合の基礎となる日数で、条項は条例第20条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、内容につきましては、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、平成30年4月1日。適用は、平成30年度以後の年度分の法人の町民税について適用し、平成29年度分までの法人の町民税については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目2番、均等割の税率で、条項は条例第31条第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「当該」を「同表の」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目1番に同じです。

次に、改正項目3番、町民税の申告で、条項は条例第35条の2第2項、同条第4項から第9項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理と字句の修正で、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴う規定の整理であります。

内容及び字句の修正につきましては、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、平成30年4月1日。適用は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成29年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目4番、特別徴収義務者で、条項は条例第46条の3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目3番に同じです。

次ページにまいります。

改正項目5番、年金所得に係る仮特別徴収税額等で、条項は条例第46条の5、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、内容につきましては、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、改正項目3番に同じです。

次に、改正項目6番、法人町民税の申告納付で、条項は条例第47条第2項から第9項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除

の規定を追加するものです。

議案の15ページをお開きください。

中段の第2項となります。

2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項または第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項または第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

議案説明資料の8ページにお戻りください。

施行につきましては、平成30年4月1日。適用は、第2項、第3項の規定は平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用するものです。

次に、改正項目7番、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金で、条項は条例第51条第1項から第6項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、利子税に相当する延滞金の計算期間を見直す規定を追加するものです。

議案の16ページをお開きください。

上から4行目、第2項となります。

2 第47条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税または令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第49条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税または令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第51条に次の2項を加える。

5 第47条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税または令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第51条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第49条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税または令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第51条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

議案説明資料の8ページにお戻りください。

施行につきましては、平成30年4月1日。適用は、第2項、第3項、第4項、第5項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第51条第1項または第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するものです。

次に、改正項目8番、延滞金の割合等の特例で、条項は附則第3条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、条文の改正内容については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、平成30年4月1日。適用は、平成30年度以後の年度分の法人の町民税について適用し、平成29年度分までの法人の町民税については、なお従前の例によるものです。

次ページにまいります。

次に、改正項目9番、納期限の延長に係る延滞金の特例で、条項は附則第4条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、条文の改正内容については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、改正項目8番に同じです。

次に、改正項目10番、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合で、条項は附則第10条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、固定資産税等の課税標準の特例のうち、水質汚濁防止法に規定する特定施設に係る特例割合を「3分の1」から「2分の1」に改め、バイオマス（認定設備）、特定太陽光、特定風力発電設備の規定を追加するものです。

議案の18ページをお開きください。

中段の第6項からです。

6 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

議案説明資料の9ページにお戻りください。

施行につきましては、平成30年4月1日。適用は、第6項から第8項については、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

第1項、第3項については、平成28年4月1日から平成30年3月30日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

第4項、第5項、第9項については、平成28年4月1日から平成30年3月30日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。

次ページにまいります。

改正項目11番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は、附則第10条の3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減免措置を創設するもので、平成30年4月1日から平成32年3月31日までに改修工事が完了し一定の基準を満たした場合、当該家屋に係る固定資産税の3分の1に相当する額を2年間減額するものです。

議案の19ページをお開きください。

上から9行目第12項からです。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名または名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場

もしくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

議案説明資料の10ページにお戻りください。

施行につきましては、平成30年4月1日。適用は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

次に、改正項目12番、土地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義で、条項は、附則第11条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、条文の改正内容については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、改正項目11番に同じです。

次に、改正項目13番、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例で、条項は、附則第11条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、土地の価格の特例措置を平成32年度まで延長するものです。

施行につきましては、改正項目11番に同じです。

次に、改正項目14番、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例で、条項は、附則第12条第1項から第5項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、宅地等に係る負担調整措置を平成32年度まで延長するものです。

施行につきましては、改正項目11番に同じです。

次に、改正項目15番、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例で、条項は、附則第13条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、農地に係る税負担の調整措置を平成32年度まで延長するものです。

施行につきましては、改正項目11番に同じです。

次に、区分、特別土地保有税、改正項目16番、特別土地保有税の課税の特例で、条項は、附則第15条第1項から第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理と条文中の字句の修正で、特別土地保有税の税額算定の特例措置を平成32年度まで延長するものです。

施行につきましては、平成30年4月1日とするものです。

議案の21ページをお開きください。

附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第5号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 固定資産の特例割合の変更は町の判断で行われていると思いますが、その基準となるものはどのようなものなのかお聞きします。

○議長（舘田賢治君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

固定資産税の課税標準の特例割合はそれぞれ法令でその範囲が定められており、その範囲内で町が規定することとなります。

○議長（舘田賢治君） 平川君。

○10番（平川昌昭君） 特例を適用する場合は個人と法人の違いはあるのでしょうか。また、どのような施設が対象となるのかお聞かせ願います。

○議長（舘田賢治君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

特例の適用は個人も法人も同じ割合となり特に違いはありません。また今回の改正分については水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液を処理するための施設と新たにバイオマス認定設備、特定風力発電設備を追加するものです。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

◎報告第6号

○議長（舘田賢治君） 日程第12。報告第6号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君）（登壇） 報告第6号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、基礎課税額の限度額の改正、軽減措置に係る5割及び2割の軽減判定所得の算定に用いる加算額の変更などであります。

なお、本件につきましては、5月29日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において、報告し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをご覧ください。

専決処分書（写） 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次ページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の報告第6号資料、12ページをお開きください。

改正項目1番、課税額で、条項は条例第2条第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、課税限度額を引き上げるもので、54万円を58万円とするものです。

施行は平成30年4月1日、適用は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目2番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条、同条第2号及び第3号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1番、第2条において限度額の改正がありましたので、減額後の限度額についても54万円を58万円に改めるものです。

また、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法が改められ、5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を49万円から50万円に引き上げるものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

改正項目 3 番、特例対象被保険者等に係る申告で、条項は条例第24条の2、改正内容は、マイナンバーによる情報連携により把握できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示を不要としたことによる改正で、内容は以下記載のとおりとなります。

施行及び適用は、改正項目 1 番と同じであります。

議案の24ページをお開きください。

附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第 6 号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時10分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認にてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第 6 号は承認されました。

◎報告第 7 号

○議長（館田賢治君） 日程第13。報告第 7 号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第 7 号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございます。

内容につきましては、3月9日の大雨と融雪による災害復旧費及び災害対策費の補正でございます。補正額は2,122万6,000円の増額であります。

また、4件の繰越明許費の補正も行っております。

なお、本件は3月16日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

報告第7号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第8号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の補正予算書によりご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度標茶町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,122万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,732万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正です。

9款消防費、1項消防費、事業名、災害対策事業。新規ですので補正はございません。補正後、115万2,000円の追加。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、事業名は道路災害復旧事業。これも新規ですので補正前はございません。補正後、620万円の追加。都市公園災害復旧事業。これも新規ですので補正前はございません。補正後、48万6,000円の追加でございます。2項、農林水産施設災害

復旧費、事業名が農業用施設災害復旧事業。これも新規ですので補正前はございません。補正後、400万円の追加でございます。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入、歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 9ページなのですが、9款1項2目の災害対策費の中の12節、手数料80万とあるのですが、これ手数料ってどういう手数料なんですか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

役務費で手数料の支出なんですけれども内容につきましては、使用した毛布のクリーニング代であります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 9ページの11款の2目、都市公園災害復旧の都市公園のどの程度のどのような被害があったのかお知らせください。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

都市公園の部分のまず委託料でございますけれども、鉏路川が増水しまして河川敷まで水が上がりまして。それによりまして、公園内に流木、ごみ、あと土砂等が堆積いたしました。その清掃にかかった費用が委託料の部分でございます。

工事請負費につきましては、同じく増水によりまして開運側下流、右岸側になりますけれども、噴水がございます。その噴水の一部が破損をいたしました。それを直すための工事がございます。それが一つとですね、仮設トイレのドアに増水によりまして被害が生じました。その復旧工事、以上2件が工事請負費の額となるものでございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、歳入、歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は承認されました。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時25分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 1 番 櫻 井 一 隆

署名議員 2 番 後 藤 勲

署名議員 3 番 熊 谷 善 行

平成30年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年 6月 6日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 3 議案第41号 車両の取得について
- 第 4 議案第42号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第43号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第44号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第45号 標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第46号 釧路町村公平委員会委員の選任について
議案第47号 釧路町村公平委員会委員の選任について
議案第48号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第49号 平成30年度標茶町一般会計補正予算
議案第50号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 第17 意見書案第7号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書
- 第18 意見書案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 第19 意見書案第9号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第20 意見書案第10号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
- 第21 意見書案第11号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措

置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書

- 第22 意見書案第12号 高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書
- 第23 意見書案第13号 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦に関する意見書
- 第24 意見書案第14号 旧優生保護法において実施された優生手術に対する補償等の早期解決を求める意見書
- 第25 意見書案第15号 根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書
- 第26 意見書案第16号 中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書
- 第27 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第28 議員派遣について
- 追加 議案第49号 平成30年度標茶町一般会計補正予算
議案第50号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
（議案第49号・議案第50号審査特別委員会報告）

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 税務課長 | 服部重典君 |
| 管理課長 | 相原一久君 |

農 林 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 参 事	柴 洋 志 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 順 司 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
観 光 商 工 課 長	類 瀬 光 信 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	斉 藤 正 行 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長 (館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎報告第8号

○議長 (館田賢治君) 日程第1。報告第8号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長 (武山正浩君) (登壇) 報告第8号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成29年度一般会計補正予算(第9号)の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、重度心身障害者医療費848万4,000円、自立支援介護給付・訓練等給付費1,456万8,000円、中山間地域直接支払交付金事業928万2,000円、林業専用道開設事業1,654万5,000円、除雪委託料5,338万4,000円などであります。

他会計への繰出につきましては、国民健康保険事業特別会計で4,830万6,000円、病院事業会計補助金で9,049万6,000円、後期高齢者医療特別会計94万7,000円、下水道事業特別会計で1,030万円を減額しております。

追加といたしましては、減債基金積立金1億5,427万1,000円、備荒資金組合納付金2億5,000万円、町営住宅整備基金積立金で1,887万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は7,369万9,000円の減額となり、最終予算総額は、128億8,362万8,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせ補正を行っております。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第9号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の補正予算書によりご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算（第9号）

平成29年度標茶町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,369万9,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億8,362万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

29ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略いたします。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正についてでございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は公衆無線LAN環境整備事業。新規ですので補正前にはございません。補正後が1,136万9,000円の追加。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名が道営草地整備事業負担金（標茶北地区）で、これも新規ですので補正前にはございません。補正後は125万円の追加となっております。

次ページをお開きください。

第3表 地方債補正についてでございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良、20万円の追加。虹別61線道路改良、20万円の減額。最終処分場整備、660万円の減額。エネルギー回収施設整備、5,180万円の減額。標茶中学校防音事業で230万円の減額。スクールバス購入で120万円の減額。教員住宅建設で170万円の減額。医師確保対策で110万円の追加。森林整備対策事業で110万円の減額。補正前の限度額でございますが、13億3,960万円を6,360万円減額し、補正後の限度額を12億7,600万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

2 地域活性化事業、補正前の限度額、2億7,390万円を90万円減額し、補正後の限度額を2億7,300万円とするものです。起債の方法以下につきましては、補正前に同じでございます。

3 公営住宅建設事業、補正前の限度額、1億6,900万円を450万円減額し、補正後の限度額を1億6,450万円とするものです。起債の方法以下につきましては、補正前に同じでございます。

次のページをお開きください。

5 災害援護資金貸付債、補正前の限度額、250万円。これについては皆減となっております。

6 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額1億2,520万円を2,320万円減額し、補正後の限度額1億200万円とするものです。起債の方法以下につきましては、補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額21億4,280万円を9,470万円減額し、補正後の限度額を20億4,810万円とするものです。

63ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額21億4,280万円、補正額9,470万円減額し、補正後の額を20億4,810万円とするものです。当該年度末現在高見込額であります。補正前の額117億6,898万2,000円を補正額9,470万円減額し、補正後の額を116億7,428万2,000円とするものです。

以上で、報告第8号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入、歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 44ページですね、牧野の管理費の中で飼料費が94万3,000円と随分細かく減額されておりますが、内容を教えてください。

○議長（館田賢治君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

飼料費の細かくとのご質問ですが、頭数が多くなってきておまして、飼料購入費の分が予算上でみておりましたけれども、購入の部分で少し抑えることができましたので、その分の飼料費の減額でございます。

○議長（館田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 細かく説明すれと言ったのではなくて、細かく出ていますがその内

容をと。これは購入飼料ですか、粗飼料ですか、どちらですか。

○議長（館田賢治君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

両方になります。購入、粗飼料プラスそれ以外の飼料の部分も減額の金額になっております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 35ページの企画費の中で負担金補助及び交付金で酪農学園大学の協力金とそれから下の釧路地域・東京特別区交流推進協議会負担金、ともに50万ずつ減額されていますけれどもその内容についてお聞かせいただきたいのと、それからもう1点はですね65ページ、これも19のこの中で下から3行目の学校給食牛供給支援補助事業の中で、この表現の仕方として学校給食牛というのはこれ牛肉のこと……牛乳のことではないんですよね。ちょっとこの表現の仕方でいいのかなのか。牛肉のことですよね。

（何事かいう声あり）

○議長（館田賢治君） ちょっと待って。ちょっとやらないでくれ。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいま65ページ中の学校給食牛供給支援ということで、大変紛らわしい表記となっておりますが、これは牛乳のことです。牛肉ではなく牛乳のほうで。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 35ページの酪農学園大学相互協力負担金それと北海道釧路地域・東京特別区交流推進協議会負担金の減でございますが、酪農学園大学相互協力負担金については、執行がなかったということで丸々執行残として減額させていただいたものでございます。北海道釧路地域・東京特別区交流推進協議会負担金は日暮里マルシェということで東京のほうに出向いておりますけれども、その負担金の残額を落とさせていただいたということになっております。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 大変申し訳ありません。先ほどの説明で学校牛とありますが、牛乳の乳が抜けておりますので、大変申し訳ありません。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 49ページの除雪対策費、委託料、除雪委託料5,178万7,000円の減ですが、確かに29年度は雪が少なかったのだからこういう数字が出たかなと思うんですけども、各委託業者はそれぞれ車両をもって大変な状況だと思うんですけども、このへんの数字について説明いただきたい。もう1点はですね、53ページ教育振興費の委託料、通学委託料の407万

2,000円の減額について内容を教えてください。それからもう1点ですが、55ページ財産管理費の委託料で設計委託料406万6,000円の減額ですが、相当、設計料としても大きな数字なのでこれはどういう内容なのか教えてください。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

除雪委託料において今年度は除雪回数が昨年に比べましても降雪量が55センチの減、除雪の日数につきましても、昨年度から比べますと39日減となっております。それによりまして除雪委託費につきましては、このような結果で減額となったところでございますけれども業者への手当てといたしましては、契約の段階で委託料につきましては最低保証額を設定しております。それにつきましては除雪業者が登録している除雪機械、その委託期間中実働時間が100時間に達していないときには、その時間の差について1時間当たりの単価、契約単価の100分の30で計算した額を補償するという契約となっております。その分を今年度につきましては、実際に補償した額では17社、50台につきまして1,502万3,000円、この額を総額で補償費として委託業者に支払っております。

○議長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

まず1点目の通学委託料の減額の関係ですけれども、これにつきましては1つがスクールバスの16路線の運行委託料であります。昨年度1路線で年度途中まで通学する子どもがいなかったということで運行がなかったということで、その分でまず減額となっているのと、部活動の大会とか校外活動とかその分の行事バスの運行費も入っているのですけれども、予算要求時に次年度の大会あるいは校外活動の回数が詳しくはなかなか見込めないということで、一定程度、予算不足にならないように多めに予算措置しているのですけれども、この分については回数が減っているという実績の運行減、この2点合わせてこの金額になっているということでございます。

それともう1点の設計委託料の減額の関係ですけれども、これにつきましては標茶中学校の校舎・講堂の防音事業、虹別中学校の旧寄宿舎の解体の部分の設計費ということでありますけれども、減額の主な理由につきましては標茶中学校のこの防音事業の関係で当初ですね、建築単価のアップ分を多めにみていましたけれども、実際そのアップ分見込んだよりも単価のアップがなかったというのが大きな要因かなというふうに思います。以上です。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、歳入、歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 23ページ、15款2項1目、立木の売却について894万2,000円という

数字が出ていますが、この面積並びに売却の相手先そしてその売却したところの場所、そしてその売却した立木の林相、どういうカラマツなのか広葉樹なのか、簡単にちょっと説明していただきたいと思います。あともう一つは1立米当たりの単価ですね。これについてお聞きしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

まず面積ということですが、物件が5件ございまして5件合計で伐採面積が87.75ヘクタールになります。相手方につきましては全て標茶の業者ということで、平野産業、不二木材、標茶町林産加工協同組合という3社になっております。また、立木の総材積については4146.061立方メートルで1立米当たりの単価がですね2,156円というふうになります。林相につきましては主にカラマツが面積のほぼを占めておりまして、17ヘクタールほどは広葉樹ということになっております。

○議長（舘田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） いまカラマツというお話が出ましたが、このカラマツの年輪というか、どのくらいの伐期なのか、伐期が来て伐採したのか間伐なのか教えてください。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

まず先ほどちょっと立米単価なんですけど2,000円と言いましたが2円156銭ということで、立米当たりの単価になります。

（何事かいう声あり）

○農林課長（村山裕次君） 大変申し訳ございません、2,000円で、2,156円で。申し訳ございません。

それで、先ほどのご質問の林相なんですけど、カラマツにおいては林齢が35から48年生ということで、あと広葉樹につきましてはこれは間伐というよりも今後、植林する上で邪魔になるであろう広葉樹を伐採しているということでもあります。

○議長（舘田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ちょっともう一回、2円ですか、2,000ですね。それからカラマツの35年及び48年の間の立木を伐採したということになりますと、これは間伐ではなく用材に売却したという意味合いでとってよろしいですか、それともチップ材と。並びに広葉樹については次の植樹のために不要木ということで売却ということになればこれはチップ材と、こういうことですか。それとも用材なんですか。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

この素材については、先ほど用材とチップ材を含めておりまして、この中では用材がいくらか、チップ材がいくらかというふうに分けての資料がございません。

(「わかりました、後で聞きます」の声あり)

○議長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番(本多耕平君) 今の質問と関連するんですけども、この売り払い計画、いつ持たれたんでしょう。それ1点です。それとあと15ページの民生費の中で老人福祉使用料、軽費老人ホームの使用料で139万4,000円がマイナスになっていますけれども、この要因をお聞かせください。

○議長(館田賢治君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

間伐の時期が秋から冬にかけて工事に入っておりましたので、その間伐が終了後、売り払いをするというふうにしております。

○議長(館田賢治君) やすらぎ園長・中村君。

○やすらぎ園長(中村義人君) お答えしたいと思います。

老人福祉使用料139万4,000円の要因といたしましては、当初入居する戸数といたしましては32部屋ございます。それでそのうち単身用7戸、夫婦用室が13戸に入居しております、計20戸であります。その差空き室12戸分の年間使用料を当初予算で見込んでおりますので、実際3月末までに入居していなかった部屋があるものですから、その分の減額となったものであります。

○議長(館田賢治君) 11番・本多君。

○11番(本多耕平君) 間伐の問題でもう一度繰り返しますが、間伐の計画をいつ立てたのかということをお聞きしたのです。

○議長(館田賢治君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

細かく林班が町の小班あるんですが、この小班はいつ、この小班はいつというふうに具体的には決めておりませんが、町の森林整備計画に基づいてある程度面積等が決まっておりますので、それに基づいて例えば高齢のところを先に手掛けることで地域を選定しております。ここの地区につきましては昨年度予算要求時でここの地区をやろうと決めております。

○11番(本多耕平君) 森林整備計画の中でこれを樹立していくんだということになりますと当然、当該年度の計画は初年度にきちんと出てくるものだというふうに思うんです。年度当初の計画ですからもちろんこの不動産収入、売払収入の中にある意味ではその計画を明記すべきと思うのですが、その点をちょっともう一度お聞きしておきますが。

○議長(館田賢治君) 農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) 以前もちょっとお答えしたと思うのですが、間伐においては切ってから材積をはかってみないと売買価格と言いますか、予定価格ができあがらないものですから、当初1万円という最低限の予算要求にとどめております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君） 16ページ、7目土木使用料の中の1節の住宅使用料1,205万7,000円とふえておりますけれど、この説明をお願いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

住宅使用料1,205万7,000円の内訳ですが、町営住宅使用料といたしまして実績の額で当初予定しておりました数字といたしまして、現年度分で9,697万6,540円の徴収がございました。また滞納繰越分で195万4,125円の徴収がありました。その差額としまして、町営住宅分として918万5,000円の増となっております。従業員住宅につきましては、100%収納されました金額としまして、予定に対しまして1,341万6,760円の徴収がございまして、増額として188万4,000円となっております。また特定公共賃貸住宅使用料につきましても100%の徴収がございまして、予算に対しまして472万4,890円の徴収がございました。その差額98万8,000円が増ということで、合わせまして1,205万7,000円の増となっております。以上です。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 6ページで先ほど補正の繰越明許費の説明ございましたが、後ほどまた9号で出てくるかなと思いましたので、まず総務費の公衆無線LAN環境整備事業というのは新規の繰越であると説明ございましたが、これは当初予算をそのまま移行されて繰り越されるということで受け取っていたんですが、この繰り越される最大の要因というのは、どういう内容だったのか、この点だけ伺っておきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この事業につきましては、総務省の交付金を活用する前提で進めさせてもらってまいりました。交付決定が遅れまして年度内の事業完了が困難ということで、繰越明許の扱いをさせていただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 交付決定が遅れたということは事業がもちろんできないわけですが、交付決定の申請をしてからこの年度内ずれ込んだということは、どのくらいの時期に決定されることなんでしょうか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

すみません、補正関係の資料が中にあるというふうに思いまして今見たのですけれど、手持ちではありませんでした。ちょっと後ほど国の交付金ということもありますので、間違った答弁いけないと思いますので、記憶では交付決定、2月3月の時期だったというふうに記憶しておりますけれども、後ほど詳しくお答えさせていただきしたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第3条地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

◎報告第9号

○議長（館田賢治君） 日程第2。報告第9号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第9号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成29年度一般会計補正予算第7号、第8号及び第9号で議決またはご承認をいただきました10件の繰越明許費繰越計算書であります。

平成29年度歳出予算の経費のうちその性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について予算の定めるところにより平成30年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第9号 繰越明許費繰越計算書の調製について

平成29年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次のページをお開きください。

平成29年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書

2款総務費、1項総務管理費、事業名、公衆無線LAN環境整備事業、金額は1,136万9,000円。翌年度繰越額1,136万9,000円。財源内訳につきましては、国道支出金で757万9,000円、一般財源で379万円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名が道営草地整備事業負担金（標茶北地区）、金額423万円。翌年度繰越額125万円。財源内訳につきましては一般財源で125万円となっております。同じく標茶西地区、金額が3,124万5,000円。翌年度繰越額1,500万円。財源内訳につきましては、一般財源で1,500万円。同じく標茶南部地区、金額が1,187万2,000円。翌年度繰越額750万円。財源内訳につきましては一般財源で750万円となっております。事業名、道営経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型（基幹農道整備（保全対策型）））負担金（西熊牛地区）、金額が3,387万2,000円。翌年度繰越額は292万5,000円。財源内訳につきましては一般財源で292万5,000円となっております。同じく阿歴内地区で金額が1,128万6,000円。翌年度繰越額1,057万5,000円。財源内訳ですが一般財源で1,057万5,000円。

9款消防費、1項消防費、事業名は災害対策事業、金額220万5,000円。翌年度繰越額ですが115万2,000円。財源内訳につきましては一般財源で115万2,000円となっております。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、事業名、道路災害復旧事業で金額1,490万円。翌年度繰越額は620万円。財源内訳につきましては一般財源で620万円となっております。都市公園災害復旧事業、金額48万6,000円。翌年度繰越額は48万6,000円。財源内訳につきましては一般財源で48万6,000円となっております。2項農林水産施設災害復旧費、事業名は農業用施設災害復旧事業、金額が400万円。翌年度繰越額400万円。財源内訳につきましては400万円となっております。

合計ですが、金額1億2,546万5,000円。翌年度繰越額6,045万7,000円。財源内訳につきましては国道支出金757万9,000円。一般財源で5,287万8,000円となっております。

調製につきましては、平成30年5月31日となっております。

以上で、報告第9号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより本案の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 先ほどちょっと類似いたしますけども、ここでは10項目ほど繰越しされたものが出ておりました。5月末までに報告ということですので、簡単にお聞きいたしますが、最初の総務費の総務管理費、公衆無線LAN環境整備事業につきまして先ほどお聞きいたしました、この事業そのものは国道支出金が唯一、未収入特定財源と計上されております。この事業は、先ほどお聞きした点も答えていただければ幸いです、交付そして事業完了と同時にこの支出金というのは確定するものであるんでないかなと思って

いたのでそのへんのことをちょっとお聞きしたいのと、あと11番の災害復旧費で都市公園と農業施設災害、これはともに100%を翌年度繰り越しされております。この点につきましても繰越される要因というのはどういう内容なのかをあわせてお聞きをいたします。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 災害復旧費の繰り越しの部分でご説明申し上げます。

こちらの土木施設災害復旧費、道路災害・都市公園災害ともに3月9日の大雨により発生しました災害でございます。その工事の復旧でございますけれども、道路災害につきましては、総額で1,490万円、そのうちの620万円の工事について当該年度で今年度の完成ができないために翌年度に繰り越すものでございます。同じく都市公園災害復旧事業につきましても今年度で工事が完了しない分として翌年度に繰り越しをする金額でございます。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

農林施設災害復旧ということで私のほうから。これにつきましては今建設課長からもご説明あったとおり、3月9日の大雨による被害でございます。この災害復旧につきましては、昨年度、災害復旧事業です。ね、工事を完了した施設がですね、再度被害を受けたということで、それを災害復旧するものでございます。箇所にしては6カ所でございます。これも3月9日以降、3月いっぱいまで工事を完了することが不可能ということで繰り越させていただきます。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 先ほどの件も含めてお答えさせていただきます。

29年度中の事業申請関係ですけれども、実はより有利な制度をとということでいろいろ担当のほうで探しておりまして、追加募集の公募ということで事業を進めたところであります。29年の11月の2日に国の担当のほうと標茶町で考えている事業が、この交付金に合致するかどうかと、そういう打ち合わせを行った上で12月25日に公募申請をしております。

年が明けまして、2月の19日に国のほうから交付申請をするよという通知がありまして交付申請をしました。3月1日の交付決定を受けているところであります。その後、1カ月では準備ができないということで、繰り越しの相談をしまして3月30日付けで繰越で継続して事業を行うよという、そういう指示をいただいているところであります。先ほど言い方として交付決定が遅れたというような言い方をしてしまったのですけれども、ちょっと誤解を与える説明で大変申し訳ないのですけれども、こちらのほうの手続きも含めて全体的に遅れた結果でありまして、国の交付決定が遅れたことによる繰り越しではなく、全体的なスケジュールが詰まってしまったものだというご理解をいただければというふうに思います。

それからただいまの議案の中での国道支出金未収入特定財源のところののっているが、これは確定後に決まるものではないのかというお尋ねだったというふうに思いますけれども、

今申し上げたように、交付決定を受けてそして繰り越しをしているということで、現時点で指令いただいている形でありますので、見込みとしてその金額を計上させていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。仕組みとしては事業完了して、最終的に決定するという部分については議員ご指摘のとおりというふうに思っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第9号を終了します。

◎議案第41号

○議長（館田賢治君） 日程第3。議案第41号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、建設課で管理、使用しております除雪車両の更新でございます。町が保有しているダンプ3台のうち、平成3年に購入し26年経過して老朽化が進んでいる1台の、更新を図るものであります。

以下内容につきまして説明資料とあわせてご説明いたします。

議案31ページ、説明資料13ページをご覧ください。

議案第41号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- | | | | |
|---|-------------|--|----|
| 1 | 取得車両の名称及び数量 | 除雪トラック | 1台 |
| 2 | 規格及び型式 | 10トン級6輪駆動専用型
2DG-HZ5BL-PHGQD | |
| 3 | 取得価格 | 5,404万1,780円 | |
| 4 | 取得の相手方 | 住所 帯広市西19条北1丁目7番6号
氏名 東北海道日野自動車株式会社
代表取締役 菅原啓介 | |

資料説明ですが、入札執行日は、平成30年5月25日です。

入札の参加業者名は、東北海道いすゞ自動車株式会社、東北海道日野自動車株式会社、UDトラックス道東株式会社の3社で、1回で落札となりました。納車期限は、平成31年1月

31日としております。

予定価格5,649万8,780円に対しまして、落札率95.65%となっております。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この5,404万一千何がしかのこの取得価格、これは分かったんですが、これは本体価格とそれからプラウとか腹掛け用のそういう装置とかあるいはサイドのウイングとかそういうものがついての価格だと思うのですが、そのこの本体価格並びに付属価格の何か書いたものというか契約はどのようになっていますか。

○議長（館田賢治君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

今回の車両につきましては、交付金事業で購入する車両でございまして、事前の仕様を決めた中で、北海道の審査等を受けて発注したものでございます。除雪トラックの仕様につきましては、先ほど申しました10トン級で6輪駆動車ということで、そのほか除雪に必要なものということで、アングリングプラウ、前方に付く片刃のプラウとなっておりますが、そのほか専用車でございますので、車両の腹の下についております路面整正もできるアングリングプラウという装置、それと路肩の除雪等に使いますサイドウイング、この物を仕様として発注しております。

車両本体価格のほかにそういう付属品としまして各種プラウと除雪車両ですので安全対策のための後方の作業等も含め付属品ということで、公共で購入できるもの、それ以外に単独では湿度対策、夏場に使うものではないのですがエアコンがないとどうしても曇ってしまうということで、そういうものを町の単独ということで加えたような内容で総額を決めております。以上です。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） この新しい機械については、入れ替えということですか。それとも入れ替えはしないで新たに購入するという形なんでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 今回購入します除雪トラックにつきましては、現在使われております除雪ダンプ、この除雪ダンプ町が今3台所有してございまして夏場はダンプとして使用しております。冬場につきましてはそれにプラウを装着しまして除雪に使っております。そのうちの1台の更新でございまして、今現在使っておりますダンプにつきましては、3台で使っておりますが、作業の人員からみますと2台での作業で十分ではないかということで、そのうちの1台を今回除雪の専用車、除雪トラックとして更新することとするものでござい

ます。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） と言いますと、3台のダンプがあるということはその3台のダンプは今までどおり使用していくということで理解してよろしいですか。

○議長（館田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 3台のうち1台更新する部分につきましてはこの後ですね育成牧場のほうに管理をとということで育成牧場で使用することとしております。通常の公道の作業におきましては、やはり故障とかになりますと除雪の部分で支障をきたすものですが、牧場内でありまして公道ではありませんので、その部分については今の機械でも作業は可能だということで、そのような形での管理替えをする予定でおります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案可決されました。

◎議案第42号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第42号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることとなるため、町税条例の改正を行う必要があり、

本案を提出するものです。

改正内容につきましては、個人町民税における給与所得控除、公的年金控除、基礎控除の見直し、固定資産税の負担調整措置等の延長及び償却資産に係る中小企業の設備投資支援措置の特例措置の創設、たばこ税率の引き上げなどであります。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正もあわせて行っております。

議案第42号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料の14ページ、議案第42号資料をお開きください。

区分、町民税、改正項目1番、町民税の納税義務者等で、関係条項は条例第23条第1項、同条第3項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものであります。条文の改正内容については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、平成32年4月1日、適用につきましては、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目2番、個人の町民税の非課税の範囲で、条項は条例第24条第1項、同条第2項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理及び条文中の字句の修正で、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の合計所得金額の要件を125万円以下から135万円以下に引き上げるとともに、均等割の非課税基準についても10万円を加算した金額以下に引き上げるものです。条文の改正内容等については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分については平成31年1月1日、適用につきましては、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

「125万円」を「135万円」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分については平成33年1月1日、適用につきましては、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

15ページとなります。

改正項目 3 番、所得控除で、条項は条例第33条の 2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、基礎控除額に所得要件を創設するもので、所得金額に応じて控除額が逡減・消失するものであります。

「扶養控除を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加えるものです。施行につきましては、平成33年1月1日とするものです。

次に、改正項目 4 番、調整控除で、条項は条例第33条の 6 第 1 項、同条第 2 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目 3 番と同じく調整控除額に所得要件を創設するもので、「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目 3 番に同じです。

次に、改正項目 5 番、町民税の申告で、条項は条例第35条の 2 第 1 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件を見直すものです。条文の改正内容については、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、平成31年1月1日、適用につきましては、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目 6 番、法人の町民税の申告納付で、条項は条例第47条第 1 項、同条第10項から第12項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、大法人に対して、法人町民税の申告方法を電子情報処理組織により提出することを義務付けるものです。

議案の34ページをお開きください。上から 6 行目となります。

第47条に次の 3 項を加える。

10 法第321条の 8 第42項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例またはこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

議案説明資料にお戻りください。

施行につきましては、平成32年4月1日、適用につきましては、平成32年4月1日以後に

開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものです。

16ページとなります。

区分 たばこ税、改正項目7番、製造たばこの区分で、条項は条例第91条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を創設するものです。

議案の35ページをお開きください。上から3行目になります。

(製造たばこの区分)

第91条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

議案資料の16ページにお戻りください。

施行につきましては、平成30年10月1日、適用につきましては、施行の日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目8番、町たばこ税の納税義務者等で、条項は条例第91条の2、改正内容は、改正項目7番の条の創設に伴う条の移動で、「条例第91条」を「条例第91条の2」に改めるものです。施行につきましては、改正項目7番に同じです。

次に、改正項目9番、製造たばことみなす場合で、条項は条例第92条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の創設で、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものは、製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことするものです。

議案の35ページをお開きください。中段になります。

第92条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第92条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気とな

るグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこととする。

議案説明資料にお戻りください。

施行につきましては、改正項目7番に同じとなります。

次に、改正項目10番、たばこ税の課税標準で、条項は、条例第93条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、加熱式たばこの課税方式を見直しするもので、加熱式たばこの課税標準を加熱式たばこの重量と小売価格に基づき紙巻きたばこの本数に換算して課税するものです。

議案の36ページをお開きください。中段の第5項となります。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

次ページにまいります。上から5行目です。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をい

う。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

次ページにまいります。

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ

当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ

たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第93条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

議案説明資料にお戻りください。

施行につきましては、改正項目7番に同じです。

次に、改正項目11番、たばこ税の税率で条項は条例第94条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものです。

条例第94条中「5,262円」を「5,692円」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目7番に同じです。

17ページとなります。

改正項目12番、たばこ税の課税免除で、条項は、条例第95条、改正内容は、規定中の条文の整理で、「第91条」を「第91条の2」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目7番に同じです。

次に、改正項目13番、たばこ税の申告納付の手続で、条項は、条例第97条、改正内容は、関係法令の改正による規定整理と条文中の字句の修正で、条文の改正内容等は、以下記載の

とおりとなります。

施行につきましては、改正項目7番に同じです。

次に、区分 町民税、改正項目14番、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、条項は、附則第5条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、個人の町民税の所得割非課税限度額を引き上げるもので、第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加えるものです。

施行につきましては、平成33年1月1日とするものです。

次に、区分、固定資産税、改正項目15番、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合で、条項は、附則第10条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設するものです。

特例内容は、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロとするものです。

議案の39ページをお開きください。

下から6行目、第11項です。

11 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、ゼロとする。

議案資料の17ページにお戻りください。

施行につきましては、生産性向上特別措置法の施行の日とするものです。

次に、改正項目16番、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、条項は、附則第17条の3、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、内容は、以下記載のとおりとなります。

施行につきましては、平成31年1月1日とするものです。

次に、区分 たばこ税、改正項目17番、たばこ税の課税標準で、条項は、条例第93条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、平成30年10月1日から5年間で段階的に移行するもので、第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改めるものです。

施行につきましては、平成31年10月1日とするものです。

18ページとなります。

次に、区分、固定資産税、改正項目18番、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、条項は、附則第10条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、新たな特例措置の創設に伴い、平成28年度に創設された特例措置が廃止されることによる規定の整理であります。

施行につきましては、平成31年4月1日とするものです。

次に、区分、たばこ税、改正項目19番、たばこ税の課税標準で、条項は、条例第93条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目17番に同じく、加熱式たばこの換算方法を改正するもので、第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改めるものです。

施行につきましては、平成32年10月1日とするものです。

次に、改正項目20番、たばこ税の税率で、条項は、条例第94条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるもので、「5,692円」を「6,122円」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目19番に同じです。

次に、改正項目21番、たばこ税の課税標準で、条項は、条例第93条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目17番に同じく、加熱式たばこの換算方法を改正するもので、第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改めるものです。

施行につきましては、平成33年10月1日とするものです。

次に、改正項目22番、たばこ税の税率で、条項は、条例第94条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目20番に同じく、たばこ税の税率を引き上げるもので、「6,122円」を「6,552円」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目21番に同じです。

次に、改正項目23番、製造たばことみなす場合で、条項は、条例第92条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、加熱式たばこの換算方法の見直しに係る経過期間後の規定の整理であります。

施行につきましては、平成34年10月1日とするものです。

19ページとなります。

次に、改正項目24番、たばこ税の課税標準で、条項は、条例第93条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目23番と同じく、加熱式たばこの換算方法の見直しに係る経過期間後の規定の整理であります。

施行につきましては、改正項目23番に同じです。

次に、改正項目25番、標茶町税条例の一部改正する条例（平成27年標茶町条例第33号）の改正附則第5項、町たばこ税に関する経過措置で、条項は、改正附則第5項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものです。

施行につきましては、平成30年10月1日とするものです。

議案の41ページをお開きください。

附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 18ページなんですが、僕、たばこのまないのでよくわからないので聞くんですが、たばこ税の税率を改めると、5,692円を6,122円に改めるという項目があるんですが、これ1カートンとかそういう単位でこういう価格になるんですか、どういうことでこういう金額というか数字が出てくるのか説明を求めます。

○議長（館田賢治君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

先ほど、たばこ税の説明をしたのは1,000本当たりの単価となります。今回のたばこ税の改正につきましては、3年間で3段階で地方と国あわせて1円ずつ値上りすることになります。20本入ったたばこであれば、20円が増額になるということになります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時13分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第43号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第43号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、国保加入者への医療費の歳出に応じた保険税の負担を求めるとともに、保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び資産割、応益割の均等割及び平等割をもって国民健康保険事業会計の健全化を図るものであり、今年度から始まった都道府県化により、平成35年度までに赤字を解消するため、税率を段階的に引き上げるものですが、北海道が示した激変緩和策により上昇割合を2%にとどめ税率等を引き上げたいとするものです。

また、北海道の標準保険料率の算定が3方式で行われていることから、資産割の解消を目指した税率の改正も併せて行いたいとするものです。

改正内容につきましては、2%の上昇率を考慮しながら、所得金額300万円世帯における負担増を7,500円程度にとどめながら、医療分については、所得割額を3.95%から4.25%に改め、資産割額については22%を19.8%に、均等割額2万1,000円を2万2,000円に、平等割額2万5,000円を2万4,500円に改め、後期分につきましては、所得割額を2.4%から2.41%に、均等割額8,500円を9,000円に、平等割額9,000円を8,500円に改め、介護分については、所得割額、均等割額は据え置き、平等割額1万1,000円を1万500円に改めたいとするものです。

また、本案につきましては、5月29日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において、諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第43号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の28ページ、議案第43号資料をお開きください。

改正項目1番、国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、条項は条例第3条第1項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の3.95から100分の4.25に引き上げるものです。

施行は公布の日、適用は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

以下の改正項目について、施行日及び適用につきましては同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目2番、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で、条項は条例第4条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を100分の22.0から100分の19.8に引き下げるものです。

改正項目3番、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額で、条項は条例第5条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の被保険者一人分の均等割額を2万1,000円から2

万2,000円に引き上げるものです。

改正項目4番、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の一世界帯分の平等割額、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、2万5,000円を2万4,500円に、第2号は特定世帯で、1万2,500円を1万2,250円に、第3号は特定継続世帯で、1万8,750円を1万8,375円に引き下げるものです。

改正項目5番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、条項は条例第6条、改正内容は、税率の改正で、所得割額の税率を100分の2.4から100分の2.41に引き上げるものです。

改正項目6番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額で、条項は条例第7条、改正内容は、税率の改正で、被保険者一人分の均等割額を8,500円から9,000円に引き上げるものです。

29ページとなります。

改正項目7番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、条項は条例第7条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、一世界帯分の平等割額、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、9,000円を8,500円に、第2号は特定世帯で、4,500円を4,250円に、第3号は特定継続世帯で、6,750円を6,375円に引き下げるものです。

改正項目8番、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第9条の2、改正内容は、税率の改正で、一世界帯分の平等割額を1万1,000円から1万500円に引き下げるものです。

改正項目9番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、第1号は7割減額の規定で、アは均等割額で、1万4,700円を1万5,400円に引上げ、イは平等割額で、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、1万7,500円を1万7,150円に、(イ)特定世帯で、8,750円を8,575円に、(ウ)特定継続世帯で、1万3,125円を1万2,862円に引き下げ、ウは後期高齢者支援金分の均等割額で、5,950円を6,300円に引き上げ、エは後期高齢者支援金分の平等割額で、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、6,300円を5,950円に、(イ)特定世帯で、3,150円を2,975円に、(ウ)特定継続世帯で、4,725円を4,462円に、カは介護納付金分の平等割額で、7,700円を7,350円に引き下げるものです。

第2号は5割減額の規定で、アは均等割額で、1万500円を1万1,000円に引上げ、イは平等割額で、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、1万2,500円を1万2,250円に、(イ)特定世帯で、6,250円を6,125円に、(ウ)特定継続世帯で、9,375円を9,187円に引き下げ、ウは後期高齢者支援金分の均等割額で、4,250円を4,500円に引き上げ、エは後期高齢者支援金分の平等割額で、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、4,500円を4,250円に、

(イ) 特定世帯で、2,250円を2,125円に、(ウ) 特定継続世帯で、3,375円を3,187円に、カは介護納付金分の平等割額で、5,500円を5,250円に引き下げるものです。

第3号は2割減額の規定で、アは均等割額で、4,200円を4,400円に引き上げ、イは平等割額で、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、5,000円を4,900円に、(イ) 特定世帯で、2,500円を2,450円に、(ウ) 特定継続世帯で、3,750円を3,675円に引き下げ、ウは後期高齢者支援金分の均等割額で、1,700円を1,800円に引き上げ、エは後期高齢者支援金分の平等割額で、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、1,800円を1,700円に、(イ) 特定世帯で、900円を850円に、(ウ) 特定継続世帯で、1,350円を1,275円に、カは介護納付金分の平等割額で、2,200円を2,100円に引き下げるものです。

議案の55ページをお開きください。

附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） これより本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） いくつか基本的なことを質問したいと思います。

今、説明聞きましたけれども、上がったか下がったか、その項目とかによっていろいろあって判断に迷うところもあるんですが、単純にまず特定世帯と特定継続世帯とはどういう世帯のことをいうのか。そしてそれぞれ世帯数どの程度あるのかということが第1点目。

それから都道府県化によって2%引き上げになるっていうふうに、僕そういうふうに聞いたんですが、結果的には都道府県化によって引き上げざるを得ないと。初めのうちは国からの補助金が結構入る激変緩和ということもあると思うんですが、2%の引き上げを根っこにして、この税改正が行われるというものなのかどうか。

それから三つ目にですね、これずっと読んでいくと僕自身の解釈でいえば5割軽減、2割軽減というのは対象が広がるのかなというふうに私はうけとったんですが、そういう解釈でいいのかどうかということ、この3点について伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

何点かありましたので、もし答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思います。

まず特定世帯、特定継続世帯であります。特定世帯につきましては後期高齢者制度ができた関係上、国民健康保険の世帯から後期高齢者に移った場合、それぞれで税額が課税されることとなります。その場合、平等割額等が二重にかかるような形になるのでその分を減額するためにですね特定世帯という制度ができております。これにつきましては後期高齢のほ

うに移った場合5年間継続という形になります。さらに特定継続世帯につきましては、特定世帯になって5年以後、さらにまだその状況が続いた場合にさらに3年間その状況が継続されるということでそういった世帯が特定継続世帯という形になります。世帯の数につきましては、ちょっと今手元に資料がないので後ほどお答えさせていただきます。

今回の引き上げにつきましては、議員おっしゃるとおり2%をめどに引き上げるものでございます。さきほど提案趣旨の中で説明したとおり300万円世帯の増加額を7,500円程度にとどめることを意識しながら全体的に2%の上昇になるように税率等を改正するものであります。

あと5割、2割の対象者の状況であります。29年度と比較してパーセントで申しますと5割世帯が29年度が全体の11.9%だったのが30年度試算では13.2%くらいに、2割世帯は逆に11.4%ぐらいだったのが、9.8%程度に少なくなるという試算結果となっております。

以上であります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 必ず国保も病院も審議会を通ってきていますというふうに説明がされるのですが、今回の改正にあたっての国保運営委員会での議論というのはどのようにされたのか伺っておきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

5月29日の日に運営協議会のほう開催しておりますが、限度額について若干質問がございました。限度額を今回58万円に引き上げなんですけれども、例えばの話なんですけれども限度額をもっと上げないのは特段何か意味があるのかというお話もあったのですが、特段、税率改正等について質疑等はございませんでした。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 運営協議会の内容ですけれども、今回の議会の前の3月定例会の当初予算のときに運営協議会で、これからの税率の上昇の方向性とそれから考え方を詳しく説明しておりまして、今回の提案はそれに基づいたもので、特に内容変わっておりませんので税率についての質疑というのは特にありませんでした。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立多数であります。
よって、議案第43号は原案可決されました。

◎議案第44号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第44号を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成30年3月22日に公布された「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）」により、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費等の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案することとされたことにより、該当する条文を引用している部分について所要の改正をするものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書の57ページ及び議案説明資料32ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、合わせてご参照お願いいたします。

議案第44号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正するものであります。

次ページにまいります。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正するものです。

第7条第6号中「合計所得金額をいう。以下同じ。）」を「合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改める。

このことにつきましては、合計所得金額を定義するため、新たに租税特別措置法に規定している当該特別控除に係る条項を加えるものであります。

附則としまして、

この条例は、平成30年8月1日から施行するものです。

以上で、議案第44号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は原案可決されました。

◎議案第45号

○議長（館田賢治君） 日程第7。議案第45号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が改正・施行され、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取扱いについて新たに規定されたことから、関連する条例に所要の整理が必要となり提案するものです。

内容につきましては、改正文の朗読を省略し、別冊の議案説明資料によりご説明させていただきます。

議案説明資料33ページをお開きください。

はじめに標茶町個人情報保護条例に関し、個人情報の定義について、第2条第1号中、改正前は「特定の個人が識別され、または識別され得るもの」とありましたが、これを「次のいずれかに該当するもの」に改め、その該当項目につきまして「ア」及び「イ」として新たに規定するものであります。

ここの「ア」につきましては括弧書きの多い構文となっておりますが、要約すると「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもので、ほかの情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」となり、ほかに括弧書きのなかで記述等や電磁的記録、個人識別符号という用語について定義されています。

「イ」は、アで定義され、かつ除外された個人識別符号となっております。

次に第2号として要配慮個人情報の定義を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報」と新たに規定し、改正前の第2号から第5号までをそれぞれ繰り下げ、また、説明資料34ページになりますけれども、第6号は電磁的記録の定義を削除して第7号に繰り下げるものです。

次に、35ページになりますが、個人情報取扱事務の届け出につきまして、第6条第6号の次に要配慮個人情報が含まれる個人情報を追加し、第7号を第8号に繰り下げるものです。

次に、36ページになりますが、収集の制限につきまして、第7条第5項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改めるものです。

次に個人情報の開示義務につきまして、第16条第2号に「もしくは個人識別符号が含まれるものを含む場合」と文言を追加し、開示義務から除外するものです。

次に、38ページになりますが、第3項を追加し、個人情報や個人識別符号が含まれるもの

であっても、それらの部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害される恐れがなければ、非開示情報に該当する部分を除いて当該個人情報を開示しなければならないというものです。

次に附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に39ページ、標茶町行政不服審査会条例について、第6条中の改正につきましては、引用する標茶町個人情報保護条例の号番号の移動による整理であります。

最後に附則として、

この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上で、議案第45号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） わかりやすく説明資料のほうで、36ページの（4）なんですけどね、この実施期間は「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる恐れのある個人情報」をひとくくりにして「要配慮個人情報」というふうにまとめたんですね。こっちのほうが抽象的に僕は思うんです。改正前の方が極めて具体的かなと。この要配慮個人情報という文言にした理由というか背景というか、どう変わるのかと具体的な事例を示して説明していただきたいと。

それから38ページの、当然、条例ですから3の下から3番目「開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは」と書いてあるんですけど、この判断はどういうところで誰がやるのか、この2つ、お願いします。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、要配慮個人情報なんですけども、今回の改正の中で説明資料33ページをご覧いただきたいんですけども、33ページの第2条の2号で新たに要配慮個人情報ということで、より細かく具体的な定義をしているところであります。先ほど読み上げましたけれども「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴等々」ですね従前の規定より具体的な定義がされまして、前のほうでその定義がされたことで、議員ご指摘のページの部分については要配慮個人情報という文言に置き換えたということでございます。

それからもう一点のいわゆるセンシティブな部分の取り扱いなんですけれども、これにつきましては、現在は行政不服審査会で審議をいただくことになっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は原案可決されました。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） 先ほどの深見議員のご質問にお答えいたします。

30年度試算時の数字となりますが、特定世帯で78世帯、特定継続世帯で15世帯であります。
以上です。

◎議案46号ないし議案第48号

○議長（館田賢治君） 日程第8。議案第46号、議案第47号、議案第48号を一括議題といたします。

議案3案について提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第46号、議案第47号及び議案第48号の提案趣旨並びに内容の説明をいたします。

各案につきましては、鉏路町村公平委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

公平委員会につきましては、職員の勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとることなどを主な任務とし、地方公務員法第7条の規定により、それぞれの地方公共団体が条例で置くこととされており、ご案内のとおり鉏路管内におきましては、共同で設置しているところです。

公平委員会の委員は3名で、任期は4年です。

現在の委員の任期は本年7月31日で満了となることから、地方公務員法第9条の2の規定により、次の3名を鉏路町村公平委員会委員に選任したく、同条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第46号につきましては、鉏路町北都2丁目3番地9の及川晃仁氏で、生年月日は昭和32年11月12日であります。

議案第47号につきましては、弟子屈町美里6丁目7番12号の山本節子、生年月日は昭和32年4月30日であります。

議案第48号につきましては、鶴居村鶴居東2丁目27番地の中尾義行、生年月日は昭和30年12月20日であります。

略歴につきましては別紙のとおりであり、仔細について省略をいたしますが、御三方とも自治体行政を通じて豊かな識見を有し、人格高潔にて、適任と考え提案するものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほど、お願いを申し上げます。

以上で、議案第46号、議案第47号、議案第48号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 議題3案の審議を行います。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに議案第46号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、議案第46号の質疑を終わります。

次に議案第47号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、議案第47号の質疑を終わります。

次に議案第48号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、議案第48号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

議題3案については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議題3案は、起立により一括で採決いたします。

議題3案について、いずれも原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立全員であります。

よって、議案第46号、議案第47号、議案第48号は原案同意されました。

◎議案第49号ないし議案第50号

○議長（館田賢治君） 日程第9。議案第49号、議案第50号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成30年度一般会計補正予算（第1号）であります。道路整備、町有施設整備などに資するため、歳入歳出それぞれ2億2,592万6,000円を追加し、総額を114億3,092万6,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、常盤6号線道路改良事業1,400万円、標茶中茶安別線道路改良事業996万4,000円、磯分内瀬文平線舗装補修事業5,400万円、都市公園整備事業2,620万円、北海道集治監釧路分監本館耐震改修事業8,765万3,000円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額、財政調整基金の繰入などで収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成30年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,592万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,092万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明は省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額1

億430万円、年割額、30年度1,900万円、31年度8,530万円を補正後の総額1億5,780万円、年割額につきましては、30年度2,880万円、31年度1億2,900万円とするものです。

20ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、年割額でございますが、補正前の計で申し上げます。1億430万円を補正後の年割額1億5,780万円とするものです。財源内訳であります。国道支出金は、補正前の額7,301万円を補正後1億1,046万円。地方債につきましては、補正前の額3,120万円を補正後4,730万円とするものです。一般財源につきましては、補正前9万円を補正後4万円とするものです。当該年度支出予定額及び当該年度末までの支出予定額につきましては、補正前はいずれも1,900万円、補正後はいずれも2,880万円とするものであります。翌年度以降支出予定額につきましては、補正前8,530万円を補正後1億2,900万円とするものです。継続費の総額に対する進捗率につきましては、補正前30年度18.2%、31年度81.8%、計100%を補正後30年度18.3%、31年度81.7%、計で100%とするものです。

5ページにお戻りください。

第3表 地方債補正です。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良300万円の追加。補正前の限度額2億8,920万円に300万円を追加し、補正後の限度額を2億9,220万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

4 公共施設等適正管理推進事業。補正前の限度額540万円に4,860万円を追加し、補正後の限度額を5,400万円とするものです。起債の方法以下につきましては補正前に同じであります。

合計では、補正前、限度額9億5,760万円に、5,160万円を追加し、補正後の限度額を10億920万円とするものです。

21ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額9億5,760万円に、補正額5,160万円を追加し、補正後の額を10億920万円とするものです。当該年度末現在高見込額であります。補正前の額117億121万6,000円に、補正額5,160万円を追加し、補正後の額を117億5,281万6,000円とするものです。

以上で、議案第49号の提案趣旨の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であり、保険事業勘

定で、低所得者に対する介護保険料の負担割合を軽減する内容が確定しましたので、それに関わる予算と合わせ、生活支援体制整備事業に関わる生活支援コーディネーターを専任的に配置し、また協議体を設置することでスムーズな事業展開を進めるための予算を見込むなど、合わせて250万4,000円を追加するものでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,154万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページ「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案50号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議案第49号、議案第50号は直ちに議長を除く12名で構成する「議案第49号・議案第50号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第49号、議案第50号は、議長を除く12名で構成する「議案第49号・議案第50号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 4時50分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則に定められた時刻が迫りましたが、なお残余の日程がありますので、本日の会議

時間はあらかじめ延長いたしたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第51号

○議長（館田賢治君） 日程第10。議案第51号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第51号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めらるるものでございます。

以下内容について資料とあわせご説明いたします。議案69ページ、資料1ページをご覧ください。

議案第51号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は標茶中学校(校舎)防音事業改築建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改築工事で鉄筋コンクリート造 3階建 4,144.39平方メートルです。

工事場所は常盤9丁目1です。契約金額は12億6,684万円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成30年6月1日。

指名業者の状況ですが、赤坂・星・サトケン特定建設工事共同企業体、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

赤坂・星・サトケン特定建設工事共同企業体

代表者、川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地

赤坂建設 株式会社、代表取締役 赤坂充哉

構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地

有限会社 丸ホ星工務店、代表取締役 佐藤 正

構成員、川上郡標茶町旭2丁目8番23号
株式会社 サトケン、代表取締役 佐藤紀寿
資料へ戻ります。

竣工予定日は平成32年7月31日です。新規、継続の別は新規です。
備考といたしまして、予定価格12億7,838万5,200円で事前公表で実施しました。
以上で、議案51号の説明を終わります。

- 議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。
これより質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号

- 議長（館田賢治君） 日程第11。議案第52号を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
建設課長・狩野君。

- 建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第52号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求め
るものでございます。

以下内容について資料と合わせご説明いたします。

議案70ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第52号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中学校(校舎)防音事業改築附帯衛生設備工事です。

資料へまいります。

工事概要は、給排水設備、衛生器具設備、消火設備、ガス設備一式です。

工事場所は常盤9丁目1です。契約金額は9,374万4,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成30年6月1日です。

指名業者の状況ですが、近藤・服部特定建設工事共同企業体、池田・永昌特定建設工事共同企業体、太平洋設備株式会社、総合設備株式会社、株式会社共立の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

池田・永昌特定建設工事共同企業体

代表者、札幌市北区北12条西3丁目1番10号

池田暖房工業株式会社、代表取締役 池田 薫

代理人、釧路市芦野5丁目15番8号

池田暖房工業株式会社 道東支店、支店長 東 智也

構成員、川上郡標茶町平和8丁目23番地

株式会社 永昌工業、代表取締役 中村裕司

資料へ戻ります。

竣工予定日は平成32年7月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格9,522万3,600円で事前公表で実施しました。

以上で、議案52号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案可決されました。

◎議案第53号

○議長（館田賢治君） 日程第12。議案第53号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料と合わせご説明いたします。

議案71ページ、資料3ページをご覧ください。

議案第53号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中学校(校舎)防音事業改築附帯空調設備工事です。

資料へまいります。

工事概要は、暖房設備、換気設備、空気調和設備、給油設備一式です。

工事場所は常盤9丁目1です。契約金額は1億8,792万円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成30年6月1日です。

指名業者の状況ですが、近藤・服部特定建設工事共同企業体、池田・永昌特定建設工事共同企業体、太平洋設備株式会社、総合設備株式会社、株式会社共立の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

近藤・服部特定建設工事共同企業体

代表者、釧路市錦町4丁目6番地2

株式会社 近藤設備工業、代表取締役 宮崎博好

構成員、川上郡標茶町桜9丁目27番地

有限会社 服部組、代表取締役 服部泰徳

資料へ戻ります。

竣工予定日は平成32年7月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格1億9,200万2,400円で事前公表で実施しました。

以上で、議案53号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。
これより本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第53号は原案可決されました。

◎議案第54号

○議長(館田賢治君) 日程第13。議案第54号を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第54号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求め
るものでございます。

以下内容について資料と合わせご説明いたします。

議案72ページ、資料4ページをご覧ください。

議案第54号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は標茶中学校(校舎)防音事業改築附帯電気設備工事です。

資料へまいります。

工事概要は、電灯設備、映像音響設備、火災報知設備、構内配電線路設備一式です。

工事場所は常盤9丁目1です。契約金額は1億5,174万円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成30年6月1日です。

指名業者の状況ですが、ささき・笹野特定建設工事共同企業体、マツダ電気株式会社、サ

ンエス電気通信株式会社、北電工業株式会社、高部電気株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

ささき・笹野特定建設工事共同企業体

代表者、川上郡標茶町開運7丁目65番地

ささき電設株式会社、代表取締役 佐々木守和

構成員、川上郡標茶町川上3丁目1番地

株式会社 笹野電気、代表取締役 長崎正人

資料へ戻ります。

竣工予定日は平成32年7月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格1億5,406万2,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案54号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案可決されました。

◎議案第55号

○議長（館田賢治君） 日程第14。議案第55号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第55号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料と合わせてご説明いたします。

議案73ページ、資料5ページをご覧ください。

議案第55号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、平成30年度桜南町営住宅建替事業(M-6号棟)建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、新築工事で木造平屋建 1棟4戸 298.46平方メートルです。

工事場所は桜7丁目です。契約金額は5,340万6,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成30年6月1日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の8社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

代表者、川上郡標茶町常盤9丁目35番地

有限会社 村山建設、代表取締役 村山晃樹

資料へ戻ります。

竣工予定日は平成30年10月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格5,433万4,800円で事前公表で実施しました。

以上で、議案55号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第55号は原案可決されました。

◎議案第56号

○議長（館田賢治君） 日程第15。議案第56号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第56号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせご説明いたします。

議案74ページ、資料6ページをご覧ください。

議案第56号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、平成30年度桜南町営住宅建替事業(M-7号棟)建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、新築工事で木造平屋建 1棟4戸 298.46平方メートルです。

工事場所は桜7丁目です。契約金額は5,346万円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成30年6月1日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の8社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地

赤坂建設株式会社、代表取締役 赤坂充哉

資料へ戻ります。

竣工予定日は平成30年10月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格5,435万6,400円で事前公表で実施しました。

以上で、議案56号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は原案可決されました。

◎議案第57号

○議長(館田賢治君) 日程第16。議案第57号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料と合わせてご説明いたします。

議案75ページ、資料7ページをご覧ください。

議案第57号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は平成30年度川上団地改良住宅K-2号棟住環境改善事業建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改築工事で鉄筋コンクリート造 3階建 1棟12戸 895.62平方メートルです。

工事場所は川上5丁目です。契約金額は1億1,037万6,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成30年6月1日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の7社で入札を

行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

川上郡標茶町川上1丁目22番地

有限会社 丸ホ星工務店、代表取締役 佐藤 正

資料へ戻ります。

竣工予定日は平成30年10月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格1億1,210万4,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案57号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（館田賢治君） 日程第17。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第7号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立多数であります。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長(館田賢治君) 日程第18。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第8号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第8号は原案否決されました。

◎意見書案第9号

○議長（館田賢治君） 日程第19。意見書案第9号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第9号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第9号は原案否決されました。

◎意見書案第10号

○議長（館田賢治君） 日程第20。意見書案第10号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第10号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第10号は原案否決されました。

◎意見書案第11号

○議長(館田賢治君) 日程第21。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第11号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第11号は原案否決されました。

◎意見書案第12号

○議長(館田賢治君) 日程第22。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明

と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第13号

○議長(館田賢治君) 日程第23。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第14号

○議長（館田賢治君） 日程第24。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第15号

○議長（館田賢治君） 日程第25。意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第15号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第16号

○議長(館田賢治君) 日程第26。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第16号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(館田賢治君) 日程第27。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり

り、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（館田賢治君） 日程第28。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成30年7月2日の池田町と芽室町及び4日の月形町での視察研修、7月3日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにしたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第49号・議案第50号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号・議案第50号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第49号ないし議案第50号

○議長（館田賢治君） 議案第49号・議案第50号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第49号・議案第50号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号・議案第50号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(館田賢治君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(館田賢治君) 以上をもって、平成30年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 5時42分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 1 番

櫻 井 一 隆

署名議員 2 番

後 藤 勲

署名議員 3 番

熊 谷 善 行

